

令和3年第4回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和3年12月2日午前9時00分、第4回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1 原田純子  | 2 村松純次  | 3 七原 剛  |
| 4 原田直幸  | 5 今泉吉人  | 6 金田敏行  |
| 7 金田文子  | 8 高森陽一郎 | 9 伊藤 武  |
| 10 田中邦利 | 11 加藤弘文 | 12 山口伸彦 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	関谷 恭
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	加藤直美
建設課長	小川泰徳	町民課長	村松 一
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第4 一般質問

1 金田敏行議員

(1) 選挙公約の小水力発電の売電益を町民に還元する方法（手段）をお聞きします。

(2) 選挙公約で区単位で町民との対話をすると言われたがその方法及び時期をお聞きします。

(3) 小中学校の再編整備についてお聞きします。

2 原田直幸議員

(1) 設楽ダム事業確約事項の着実な履行及び今後における国・県への要望について

- 3 加藤弘文議員
  - (1) 選挙投票区、投票所等の見直しの結果と課題について
  - (2) 新町政における「町民との対話」の具体的な方策について
- 4 田中邦利議員
  - (1) 新町長の小中学校適正配置の考え方について
  - (2) 町民の高血糖値傾向への対策について
- 5 金田文子議員
  - (1) 住民との対話の問題について
  - (2) 学校の適正配置の問題について
- 6 高森陽一郎議員
  - (1) 投票所の統廃合による新方式で実施された11月の国政及び町議会議員選挙の総括について
  - (2) 名倉地区の公共施設の有効活用について

日程第6 議案第77号

工事請負契約の締結について

日程第7 議案第78号

設楽町税条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第79号

設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第80号

令和3年度設楽町一般会計歳入歳出補正予算（第9号）

日程第10 議案第81号

令和3年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第82号

令和3年度設楽町つく診療所特別会計補正予算（第5号）

## 会 議 録

開会 午前9時00分

議長 おはようございます。おそろいのようなので。定刻になりました、ただいまから、令和3年第4回設楽町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、12名全員です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

10 田中 おはようございます。令和3年第4回定例会第1日の運営について、11月25日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3、諸般の報告は、議長より例月出納検査結果、議員派遣の報告、請願

書等の取扱いについて報告があります。

日程第4、行政報告は、町長より報告があります。

日程第5、一般質問は、本日6名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内であります。よろしくお願いいたします。

本日提案されている案件は、町長提出6件です。

日程第6議案第77号から順次1件ごとに上程します。一括上程する議案は、日程第9議案第80号から、日程第11議案第82号までの議案です。

日程第6議案第77号につきましては、本日採決します。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりです。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

---

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によりまして、10番田中邦利君、11番加藤弘文君を指名します。

---

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日12月2日から12月17日までの16日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は16日間と決定いたしました。

---

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として、例月出納検査結果、議員派遣及び請願等の取扱いについて、報告をします。

始めに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和3年11月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣について、会議規則129条第1項ただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告します。

次に、請願等の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布しておりますとおり、請願書1件、陳情書4件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、請願書の受理番号1は、総務建設委員会へ付託、陳情書の受理番号14は文教厚生委員会へ付託、陳情書の受理番号15から17は議長預かりと決定しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さんおはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私とも大変多用のところ、12月議会定例会初日の開催に当りまして御参集いただき、誠にありがとうございます。

紅葉シーズンが終わり、師走に入り、本格的に冷え込みが厳しくなる季節となりました。私今日出てくるときに屋根がうっすら白くなって、そんな季節になったなという感じがします。皆さん、十分体調管理にお気を付けいただきましてお過ごしいただきたいと思います。

それでは、行政報告をさせていただきます。

最初に当初予算編成についてであります。

令和4年度当初予算案につきましては、例年どおり、現在財政課で査定作業を進めております。今月中旬からは副町長査定、年明け1月には町長査定を行い、大枠を固めた後に最終調整を行い、2月の議会全員協議会開催時に公表する予定であります。

4年度予算は、新町長として初めての予算となりますが、基本的には、総合計画、総合戦略、新過疎計画に掲げられた各種施策の着実な執行を踏まえつつ、可能な限り「次世代に、そして未来に」というテーマに沿った予算となるよう編成作業を進めてまいります。

なお、一般会計の予算規模は、令和5年度に簡易水道、公共下水道、農業集落排水事業の公営企業法適用化に備え、多額の操出金が必要となるため、令和3年度予算を上回る約60億円前後となる見込みであります。

次に、「設楽町教育振興基本計画」住民説明会について報告します。この夏の開催が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の影響により延期となっていました。12月7日より15日まで、5小学校区単位、5会場で順次、住民説明会を開催することになりました。現在、回覧チラシ・広報無線等により周知しているところです。町の教育の方向性を定める大切な計画でありますので、丁寧に対応してまいりたいと思います。

次に、新型コロナウイルスワクチン予防接種3回目について報告します。ワクチン接種は、18歳以上で2回目の新型コロナウイルスワクチン接種後、おおむね8か月以上経過した方が対象となります。そのため、予約の負担を軽減するよう、あらかじめ接種日時、会場を割り振って接種対象者に御案内を送付します。接種希望、日時の変更等につきましては、したら保健福祉センターに返信していただく方式で、接種券を発送する準備を現在進めております。

次に、F I A世界ラリー選手権の開催について御報告をします。

「ラリージャパン」の開催は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、昨年

及び本年の2か年、中止となりました。しかし、来年2022年につきましては、去る11月13日に豊田スタジアムイベントで、事務局より開催の決定と概要の発表がありました。開催日は、令和4年11月10日木曜日から13日日曜日で、全13戦の最終戦となり、設楽町内にも競技エリアが設定されます。このような世界規模で、最高峰のモータースポーツイベントが設楽町を含む地域で行われますことは、日本のみならず世界中へのPR効果が期待されますので、町としても事務局や関係自治体と協力し、大会を盛り上げていきたいと考えております。

なお、11月26日に豊田市より、世界ラリー選手権を令和5年から3年間、豊田市が運営主体となって開催するための補正予算を議会に提出したと発表がありました。詳細は不明ですが、今後の動向を見守っていききたいと思います。

次に、本年10月1日より地域おこし協力隊として採用しました、伊藤樹さんの活躍について報告させていただきます。伊藤さんは名倉に住み、オリエンテーリングをはじめ、アウトドアスポーツをきっかけに設楽町に多くの人に訪れていただくことを目指して活動をしていただいています。また、オリエンテーリングの選手として大会で好成績を残すことで、「オリエンテーリングのまち 設楽町」のプロモーションもしていただいています。役場キャノピーに懸垂幕を掲げてありますので、御覧になられていると思いますが、去る10月24日、長野県長和町で開催されました「第48回全日本オリエンテーリング選手権大会」で優勝を果たしました。今後は、オリエンテーリング世界選手権大会の日本代表を目指して、トレーニングに励むと聞いています。また、同じく地域おこし協力隊員の戸上夫妻とも連携をしながら、オリエンテーリングの全日本レベルの大会誘致や他のアウトドアスポーツの振興を進めていく予定であります。今後の活躍に、皆さんもぜひ応援していただければと思います。

最後に、設楽ダムカレーについて報告します。

町内7店舗で販売しています「設楽ダムカレー」ですが、今回、「設楽ダムカレーカード」を作成し、配布することといたしました。12月9日から、お店で注文された方に配布します。明日、マスコミに発表しますが、どうぞ御承知置きいただきたいと思います。

以上、近況について御報告させていただきました。

本日は、6名の議員による「一般質問」に続き、工事請負契約の締結1件、条例改正2件、補正予算3件、合計6件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、議会定例会開会に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。

議長 「行政報告」は終わりました。

---

議長 日程第5 「一般質問」を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内であります。

議長 始めに、6番金田敏行君の質問を許します。

6金田(敏) おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。久しぶりの一般質問で小心者の私は少々緊張してまいります。手足や口元が硬直しております、お聞き苦しい点がありましたら御了承願いたいと思います。

まずもって、土屋新町長、御当選御就任おめでとうございます。

厳しい選挙を勝ち抜いて町長になられた土屋町長に祝意を表したいと思います。設楽町長に町議会議員出身の方が就任されるのは久しぶりのことだと記憶していますし、我々議員も先日までの同僚議員が町長になられて嬉しく思っています。今後は、設楽町そして設楽町民のために益々御尽力を尽くされますよう期待してやみません。

今後は、質問する立場から答弁される立場になります。私自身、新町長に最初の一般質問ができることをとても楽しみにしておりますし、また答弁にも大変期待しております。土屋町長が議員在職時のように、はっきり明確に分かりやすく御答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

最初に、「選挙公約での小水力発電の売電益を町民に還元することについて」をお聞きいたします。

先日の所信表明、並びに去る10月の設楽町長選挙時に、土屋町長、当時の土屋候補の選挙公約に設楽ダム関連の小水力発電に伴う売電益を町民に還元すると、リーフレットといいますかパンフレットに記載され、有権者に熱くアピールしていました。

小水力発電そのものは設楽ダム完成後で、まだまだ先の話ですが、有権者の多くの方々は設楽ダム関連事業の工事が着々と進んでいる中で、田口地区の上水道・下水道は一部供用開始し、また八橋斎苑や歴史民俗資料館・道の駅も完成し、そして国道・県道・町道あるいは林道の付替工事は急ピッチで進められて改良されてきていますが、田口・清嶺地区以外の町民には何ら利益が無いとよく言われ耳にしてきたことも事実ではなかったでしょうか。そのような時に、この売電益の還元策案は町民には朗報で、多くの方々が期待し楽しみにしていると思いますし、この一言で設楽ダム関連施設及び設楽ダム関連事業について田口・清嶺地区以外の町民からも少なからず好意をもっていたのではないのでしょうか。

還元案には、ズバツと現金配付、あるいは地元商工会の商品券配付など、いろいろな方法があるかと思いますが、そこで質問いたします。

この売電益を、どのような方法でいつ頃から開始し、町民へどのような還元方法をされるお考えなのかお聞きいたします。

次に、これもやはり選挙公約でありましたが、設楽町内の区単位で町民との対話をするとおっしゃいましたが、その方法と時期についてお聞きします。

先ほども述べましたとおり、小水力発電と同じで、所信表明、並びに先の町長選において選挙リーフレットに記載されておりました選挙公約の一つでした。

確かに、今までの町長は町民との対話する時間がかかなり少なく、選挙間近になり町政報告会という形で一部の地域のみ行われてきたと思います。その点で町民から不満の声を時々私共にも耳にすることがありましたが、土屋新町長はその点を大変重要視されているようで選挙期間中から熱弁されていたと思いますし、町民の意見や思いを聞くことは大変すばらしいことだと思います。老若男女、地域の住民の方々にはそれぞれいろいろな意見や考えがあろうかと思っています。いろいろな考えを聞きながら今後の設楽町政に反映していただければ、町民にとってもより良い設楽町になるものと期待しております。

ただし、この対話集会を実施するには、現在の設楽町内には33区という大変多くの区があります。この多くの区単位で対話集会を重ねると言われる熱い気持ちと重要視されている気持ちは十分理解しますが、単純に月々に2か所2区で対話集会を行っても実施期間が17か月、約1年半近くかかります。毎週1回、月々4か所で行ったとしても8か月以上かかる大変長期的な行事だと思われます。集会には町長一人が出向いて町民と対話するだけではなく、当然各担当課長の出席が必要になると思われますが、課長と町長のとの時間調整がうまくいけばよいですが、お互い都合がつかないことが多くあると思われますし、もし夜間に集会を行うなら長期間のために疲労も蓄積されて体力もかなり必要になるのではないでしょうか。

集会に参加希望される住民の都合もあり、区単位で1回すれば終わりとは言いつらいこともあろうかと思っていますし、もし地区によって数回行う計画ならば、実施期間がなおさら長くなるのではないのでしょうか。また、このような対話集会は町長の任期中にするのは当然ですが、任期末になればなるほどその効果は半減してしまいます。もし、任期の後半ではいただいた意見を反映することができづらくなると考えられますから、出来るだけ早期に実施し、せめて2年以内に完了するのが好ましいと思われますがいかがでしょうか。

そこで質問ですが、33区の町民との対話集会をいつから開始し、どのような形式でいつまでに終わらせる予定なのか町長のお考えをお聞きいたします。

3つ目に、これも先日の所信表明にもありましたが、「町内小中学校の再編整備について」お聞きいたします。

土屋町長は議員在職当時から、少子化問題からいつかは小中学校の再編整備といえますか、適正配置をしなければならなくなる時期がくる、そのときになってバタバタしているのでは遅いから早いうちから検討・準備すべきであると再三質問されてきました。私も平成27年6月議会で同様の質問をしてきました。「学校の統廃合には想像もつかない幾多の困難と時間を要する。かなり前から準備しないと手遅れになる」と質問しました。全国的にみても少子化による学校問題が挙がってから数十年という長い月日が経過しています。郡内の東栄町と豊根村では小中学校が統廃合されました。設楽町の過去の例をみても清嶺地区の3小学校の統廃合問題や、設楽町内の3中学校の統廃合問題でも10年以上の長い月日が費や

し、統合問題検討委員会、統合準備委員会そして統合建設委員会などで数多くの議論を出し合い、検討し、最終的には議会の議決を得て現在の設楽中学校ができたのは御承知のことと思います。

土屋町長は、これからは議会議員ではなく執行権を持った首長の設楽町長です。あなたの思っていたことそして願っていたことを実現できる立場になりました。

町内の各小中学校では、少子化から清嶺小学校で3クラス、田峯小学校も3クラス、名倉小学校で2クラス、津具小学校で1クラスが複式学級です。複式学級問題、運動会の種目の問題や学芸会又は学習発表会、そして中学校でも運動会の種目問題や部活動の選択肢が少ない問題、また部活動もスクールバスの運行時間の関係で練習時間が限られる問題、そしてクラス対抗や各種発表会などが実施しづらい環境は、ここ数十年前から徐々に進んでいることは土屋町長も十分に理解し分かっていることと思います。

今後、今月の7日から15日にかけて町内5か所の小学校単位で行われる「教育振興基本計画（学校の適正配置）住民説明会」で各地域の保護者や地区住民の意見を聞きながら対策を考えることになろうとは思いますが、学校の存続は地域の存続にも大きく関わりあってくるものです。ただ単に「生徒数が少なくなってきているから統廃合します」とはいかないのが現実状況だと思います。

しかしながら、学校の統廃合は誰のために考えなければいけないのか、それは当然のことではありますが設楽町の将来を担う子供たちのためではないでしょうか。先の学校問題を考えるアンケートで統廃合に一番反対しているのは子供たちを預かる教職員だったと思います。

今、土屋町長の手腕が試される時ではないでしょうか。以下の質問をいたします。

小中学校の再編整備といいますか適正配置について今後どのように進めるのか町長のお考えをお聞き、第1回目の質問とさせていただきます。

町長 小水力発電のことですので、現状の報告をまず担当課でさせていただいたのちに、答弁をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

企画ダム対策課長 企画ダム対策課長の関谷です。よろしくお願いいたします。

私からは、「選挙公約の小水力発電の売電益を町民に還元する方法(手段)について」回答をさせていただきます。

わたくしのほうからは、取組状況について説明をさせていただきます。

設楽ダムに関連した小水力発電につきましては、平成21年3月策定の「設楽町新エネルギービジョン」に、ダムの水を利用した水力発電等の導入を検討することが盛り込まれ、ダム本体工事の着工を前にした平成30年度から具体的な検討を始めております。

令和元年度には、前町長が「採算性を見極め、各種法手続き、実行体制の確保、発生電力の活用策等、具体的に対応を進めること」を表明し、令和2年度の設楽町小水力発電事業性評価等調査委託において、売電も含めた事業性評価の結果、



電力固定価格買取制度、いわゆるFIT制度を活用することにより、採算のとれる事業性を有することが結論付けられております。

しかしながら、発電開始から21年目以降はFIT制度の適用が終了し、売電によって得られる収益が減少することから、電力を町内で直接消費する電力の地産地消など、売電以外の電力活用策も含め、将来にわたって本町に最適な事業実施方法を、本年度の小水力発電事業最適化検討業務委託において、現在検討しているところであります。

企画ダム対策課からは、以上です。

町長 町民の皆様は、長年にわたる多大な苦勞の末建設された設楽ダム事業であります。ここから生み出されます利益を、少しでも多く、少しでも早く町民の皆様へ還元することは、私の重大な使命であると考えております。そこで、「小水力発電の売電益を町民の皆様へ還元すること」を、公約として掲げさせていただきました。

売電で得た収益により、町民の皆様が月々お支払いいただいている電気料金の一部を還元することも含め、今後検討を進めてまいりたいと思います。一方、売電で得た収益は、ダム建設に伴い整備されつつある様々な地域振興施設等の、将来にわたる健全な維持運用のための貴重な財源でもありますので、町民の皆様により良い暮らしのために実施する各種事業の財源に充てることも、今後考えてまいりたいと思います。

こうしたことも踏まえ、小水力発電で得た収益を町民の皆様へ還元する具体的な方法につきましては、今後、町民の皆様の声聞く中で、しっかりと検討してまいりたいと思います。時期につきましては、ダム完成後ということですので、ダム完成後になります。そして、方法につきましても、今後お話をする中でしっかりと検討をしてまいりたいと思います。また、21年後の状況がまだはっきりとみませんのでその辺も含め今後を考えてまいりたいと思います。

次に、「住民との対話を」というところについて答弁させていただきます。

私はこれまで14年の議会議員を勤めさせていただきました。その経験の中で、この町に今一番必要なのは住民の皆さんとの対話であるというふうに考えております。

幅広い方と丁寧な対話を進める中で、町政を進めていきたいと思っています。そこで、丁寧な対話を進めるということに伴い、区単位という方法を出させていただきました。これまで、町内4地区に分け、地域懇談会を開催してきましたが、どうしても参加者が少ないという状況があります。今年度、「みんなが主役の全員協働のまちづくり」というコンセプトを掲げる設楽町でありますので、懇談会に参加をしていただき、お話を聞いていただく、そして御意見を少しでも言うていただくことが町民の皆さんとの協働の第一歩だと思っておりますので、なるべく多くの町民の皆さんに御参加をしていただき、各区単位という方法といたしました。しかし、将来的にはそれぞれの地域の将来と一緒に考えていただく環境と

ということで、大勢の方と話し合う環境ができればいいなと思っております。また、各種団体等の意見も丁寧にお聞きしたいと思っております。団体等にも声がけしながら進めてまいりたいと思っております。

時期についてですが、最近、少しコロナの感染者が減少傾向にあるということでもありますけれども、11月30日に日本でもオミクロン株の初感染者が出るなど、今後のコロナの動向を見極めながら進めていかななくてはならない状況だと考えております。そこで、年度内は各種団体等にお声がけをしながら懇談ができればと考えております。

区単位の対話につきましては、実施に御指摘のとおり数か月かかることも想定がされておりますので、新年度に区長の御意向を確認しながら、コロナの状況も見極めた上で実施していくことが現実的だと思っております。

特にこれからは、町民の皆様には耳障りの良い言葉だけではなく、町民の皆様にとっても少し厳しいお話もしていきたいなと思っております。その上で、今後の町政を皆さんと一緒に検討してまいりたいと思っております。

次に、小中学校の再編整備についてであります。

私も、金田議員御指摘のとおり、議員時代、平成23年の12月議会において、教育環境の考え方について質問をしております。その中で子育て世代の方からのアンケートをとっていただいたりしたことは、大変今でもよく覚えております。それから10年という歳月が経過をしてしまいましたが、町長となりました今、しっかりとスピード感をもって取り組んでいきたいと思っております。

そこで、私の考えを述べる前に、これまでの一連の流れについて簡潔に説明させていただきます。

児童生徒の減少が顕著となり、今後の設楽町の教育のあり方を検討する必要性が生じたことから、教育委員会が設楽町小中学校適正配置検討委員会を立ち上げて議論を開始したのは、平成30年度のことです。計4回開催されました当委員会が、住民アンケートの内容を踏まえて取りまとめた提言書の内容につきましては、令和2年6月議会の折に教育長より報告がありました。当時議員であった私も町の現状と今後の方向性を理解をいたしました。

以降は、町は町長と教育委員で構成される設楽町総合教育会議を開催し、提言内容に基づいた具体的な方向性について協議を重ねてまいりました。その参考とすべく、提言の中にある「過小規模校の取扱い」において「統廃合の検討に該当する」とされた学校区において、保護者の方々に対し教育長が現状や御意見を伺いました。念のため申し添えておきますけれども、このときお伝えしたのは、町では「設楽町教育振興基本計画」を策定中であり、その中の1項目として「小中学校の適正配置」があるということです。どうしても学校の適正配置に皆様の意識は行きがちになるかもしれませんが、来週7日から行う住民説明会はこの基本計画全体の説明になりますので、その旨御留意願いたいと思っております。

そうした一連の経緯を経て、町の具体的方針として「令和6年度をめどに、1

中4小とすべく準備を進める」という準備を進めております。これは、中学校は設楽中学校と津具中学校を統合し、小学校は清嶺小学校と田峯小学校を統合する、というものです。

町長に就任し、教育委員会と最初に行った調整は、「果たしてこの案の考え方でよろしいか」また、「これを携えて住民の皆様説明会を行ってよろしいか」という内容でありました。この案に至るまでの調整・検討の経緯、児童生徒数の今後の推移、住民アンケートの結果や保護者の生の声、こうしたものを総合的に勘案した上で、私は町長として、この案をベースとして住民の皆様の声をお聞きし、その結果を踏まえた上でしかるべき小中学校の適正配置の形を慎重に進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

6 金田(敏) それでは、こちらから2回目の質問をさせていただきます。

最初に、小水力の発電益の質問をさせていただきます。この小水力発電は、以前の加藤町長が平成20年12月12日に、当時の国土交通省、設楽ダム工事事務所の堀所長に、設楽町の振興と活性化を推進していくために要望されました。

そのときの要望書には、設楽ダムの放流水を利用した発電による公共施設等への有効活用等を検討しているが、設楽町の財政では難しいので新たな制度や運用等により設楽町が水力発電の受益を受けられるよう検討して水力発電の実現化に向けて御支援を要望しました。公共施設です。

その結果、答えが早かったです。同年12月24日、12日後に設楽ダム工事事務所から設楽町に対して回答がありました。その内容は、自然エネルギーの利活用を推進していく方針に対し理解するとともに、その方針に賛同するとの回答でした。

その後、横山町長は小水力発電は町営として行い、得られた電力は町内の公共施設で利用できるようにしたいと発言されております。

今までの加藤・横山両町長の政策とは全く別の発想ではありますが、土屋町長は町民への還元ということを言われております。国土交通省とはどのような話になっているのかをお聞きいたします。

企画ダム対策課長 ただいま議員から言われましたことについては、町から要望をし、国から回答をいただいているとおりであります。

町としましては、公共施設の利用ということに関してですけれども、現在、FIT制度による売電益のほうが有効であると思っておりますので、売電を主に考えております。

以上です。

6 金田(敏) それでは、国土交通省との話し合いはまだできていない、これからだということですか。

企画ダム対策課長 国土交通省のダムを活用して小水力発電を行いますので、現在ダム工事事務所と、どのような方法でいけるか時期等について検討をしているとこ

ろであります。

以上です。

6 金田(敏) ということは、国土交通省との話し合いはこれからであって、その先の方針、売電は決定したわけではないと理解してよろしいのですか。

企画ダム対策課長 国土交通省からは、設楽町が町営で行う小水力発電事業について御理解いただき、協力をしていただけるということで回答をいただいております。

町長 御理解はいただいております。その上で、現時点では20年までは売電のほうが得だということで、売電ということにさせていただいていると承知をしております。その上で、将来SDGsでありますとか、ゼロカーボンのこともありますので、それも含めて今後検討をしていきたいということでもあります。

6 金田(敏) では、国土交通省からそのような返事をいただいているということで承っておきます。

次に、これは、私と町長と見解の相違だと言われればそれまでのことですが、お聞きします。

水源地域対策特別措置法、略して水特法というのですけれども、水源地域について生活環境、産業基盤等を整備し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るとあります。水源地域とは設楽町の川向、大名倉、田口、八橋、長江、小松、清崎、松戸、田峯、荒尾、和市、田内のことです。電力の売電益を町民に還元するのは、この水特法でいうところの水源地域外ではないでしょうか。その辺のお考えはいかがでしょう。

町長 水特法の考え方もあるわけでありましてけれども、多くの町民の皆さんの御理解と御協力のもとに設楽ダム事業は受け入れられたと私は承知をしております。その上で、そこに触らない範囲でやっていきたいということでもあります。

6 金田(敏) 水特に抵触するかしなないかは、理解の相違かもしれませんから、もしかしたら私が言っていることがずれているのかもしれませんが、私はそう考えております。が、できるならば設楽町民に平等に還元する方法が私もいいのではないかなと思っております。

次に、これも先ほどの続きですけれども、区単位での住民説明会について、再度お聞きいたします。

先ほど言いました、33区もある区の中には、200世帯以上ある太田口区もあれば、4世帯しかない松戸区もあります。このように町民の世帯数に関係なく集会回数を1回で済ませるお考えなのか、あるいは大きい区なら区なりに回数を数回やるお考えなのか。その辺のお考えをお聞きいたします。

町長 それを踏まえて区長さんと御相談をした上で実施をしてみたいと思っております。

6 金田(敏) これから区長さんと話をしやり方を変えていかれるということですので、次の質問も意味のない質問になるかもしれませんが。先ほども言いました33区、約1年半かかるような地元説明会をやっていきますと、最初に答えたとき

と1年半後と時期が変わりますので、答弁が変わる可能性が出てくるかと思えます。そういう、答弁を変えた場合に住民への周知はどのようにお考えでしょうか。

町長 ちょっと意味がよく分かりません。答弁を変えたというのは。

6 金田(敏) 住民説明会をやります。33区、月に2回やると、1年半かかります。最初にやったときの時期と、1年半かかったとすると時期がずれます、長くなります。そうすると、あのときはああいう考えだったけれども、1年半後にはこうなりましたと、考えが変わるかもしれません。そうなったときに住民に周知をする方法はどのようなお考えでしょうか、という質問です。

町長 今おっしゃるように1年半というものは想定しておりません。新年度になって予算を編成した折に、予算が3月の議会を通ったのちに住民の皆さんに将来の推計も含め、そういうことをお話をしていきたい。一番目指しているのは、あまり難しい話ではなく、膝をつき合わせた形でざくばらんなお話し合いができたらいいなと思っております。途中で考えが変わることはないつもりでやっていきます。

6 金田(敏) 土屋町長が前から言われた、車座とは言いませんけれども、それくらいの軽い気持ちでやっていきたい集会だというお考えは前々から聞いておりましたので、どういう内容になるか分かりませんが、これからの進め方に期待をしております。

次に最後の問題ですけれども、学校の適正配置といえますか、再編整備といえますか、これについてお伺いします。

まず最初に、過去実施されました適正配置のアンケート結果について、町長はどのようにお考えなのかをお聞きします。

町長 私議員時代に質問させていただき、アンケートをとらせていただいたときから、この問題は大変難しいというのは常々そう考えています。多くの方が、統合とかそういうことにはならないものですから、割と半分半分に近い形という結果が出ています。お子さんを持つ環境によっても少しそれは変わってくるのだらうと思っておりますが、今回はあらかじめ検討委員会のほうから提言が出され、その結果を踏まえてでありますので、その方向には沿って進めてまいりたいと思っております。

6 金田(敏) あり方検討委員会からの回答が来ております。その内容ですけれども、現在設楽町内の小学校では、清嶺小学校と田峯小学校が1・2年、3・4年、5・6年の複式学級です。名倉小学校では1・2年、3・4年の複式学級。津具小学校では3・4年、5・6年生がやはり複式学級です。田口小学校では全部単式学級ですけれども、田口小学校を除く学校では単式学級のほうはるかに少ないのが現実です。このような実態で、先ほど私が言いましたとおり、運動会、学芸会等々いろいろあります。あるいは、中学校が2中学あるわけですけれども、どちらの中学校でもそうですけれども、子供たちが部活をやりたくても選択肢がないと。あるいはいろいろな発表会がやりたくてもそういうことができない。こういう今の現状の環境を正直に今の町長がどのようなお考えなのかをお聞きします。

町長　そういう問題につきましては、私、議員の頃から御相談も受けましたし、質問もしてまいりました。状況も理解をしているつもりであります。ただ、皆様の側に座っていたときには私の個人的な意見を言えばいいわけですがけれども、ここに立ちましたので個人的な意見はなるべく控えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

6 金田(敏)　最初に述べましたとおり、議員在職時のように、はっきり明確に分かりやすく答弁をいただきたいと思いますが。やはり、座るところが変わりますと、言うことも何か奥歯に物が挟まったようになってしまうのが残念だなと思いますが、仕方がないのかなと思います。

　　以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長　これで、金田敏行君の質問を終わります。

次に、4 番原田直幸君の質問を許します。

4 原田　おはようございます。4 番原田直幸です。通告に従い質問をさせていただきます。

　　まずもって、この10月に町長選挙で初当選された土屋町長、おめでとうございます。設楽町のために全力で頑張っていただけるものと信じておりますけれども、なんといっても町長は体力勝負の面が大きいと思います。好きなゴルフへもあまりいけないかもしれませんが、体も心も十分気をつけていただき、町長の職務を全うしていただきたいと思っております。

　　私も、設楽町のために土屋町政を微力ながら精一杯応援させていただきたいと思っております。

　　それでは、質問に入りたいと思っておりますけれども、今朝、机の上につきましたら、37項目の確約事項の内容が配られていました。ありがとうございました。

　　質問です。設楽ダム建設事業の建設同意の調印が平成21年2月になされてから12年余の歳月が流れました。建設同意に調印したのは加藤町長であり、その後の12年間を横山町長が、そしてこの10月に土屋新町長が誕生しました。

　　土屋町長は、選挙戦での公約に「設楽ダム事業確約事項の着実な履行」を掲げています。平成15年10月に「設楽ダム建設事業の推進に関する協定書」が交わされ、31項目にわたる事前確約事項の回答が国及び県から示されました。また、21年の建設同意時には、事前確約事項31項目に6項目が追加され、37項目の事業が現在まで展開されてきましたが、何が解決済みで何が未解決なのかが検証がなされていない状況だと理解しております。

　　そこで、建設同意時に追加された6項目につきましては、最重要項目として、その内容を一つずつ確認したいと思いますし、31項目の確約事項につきましては、私が未解決だと思われる項目について現状とこれからの方針について聞きたいと思っております。

また、先ほど述べたように建設同意が行われてから12年が過ぎています。当時と状況が変わっていると思われます。土屋町長が、新しい町政を担っていく上で、他の事業の公約実現のためにダム事業をどう利用していくのか、また、国及び県に対して、新たな要望をしていく事柄は考えられるのかを聞きたいと思います。

始めに、建設同意時に確約された6項目についての状況についてであります。

1つめとして、水没住民の再建対策——集団移転地、公営住宅の整備の明確化についてであります。

この項目の掲げている水没世帯124世帯の生活再建対策は、7か所の集団移転地、杉平向の県営・町営住宅、大西の町営住宅並びに個人での移転がスムーズに行われたと思いますけど、どう評価されているのでしょうか。

2つめとして、国道257号の改良整備の明確化についてであります。

国道257号の改良整備のうち、通称安沢坂と西納庫清水地内の改良は着実に進んでいると思いますけれども、通称川向坂の改良は工事着手に至っていない状況ですけれども、どうお考えでしょうか。

3つめとして、水源地域対策特別措置法に基づく、設楽ダム水源地域整備計画に対する受益地域の費用負担の明確化についてであります。

設楽ダム水源地域整備計画、設楽ダム水源地域振興計画で、設楽町が行う事業の80%を県と下流5市で負担していますけれども、町財政運営における影響はどのようなもののでしょうか。例えば、類似団体と比較して普通建設事業の割合が多いとか、その辺の比較をされているのでしょうか。

4つめとして、設楽ダム対策基金造成額の明確化についてであります。

造成額が50億円と明確化され、それに伴い平成21年度から県と下流市で積立てが行われました。令和3年度から1億5千万円が水特事業等で整備した維持管理費等に使われるようになりましたが、当時の利息を確か4%程度と見込んでいたと理解していますけれども、現実的にはかなり低い利息でしか運用できていない状況だと理解しています。50億円という目標額に不足は生じていないのでしょうか。また、当町にとって不利益になっている部分はないのでしょうか。お答えをお願いしたいと思います。

5つめとして、下流受益市町との交流施設整備の明確化についてであります。

山村都市交流拠点施設基本構想が先の8月全員協議会で示され、これからの事務を東三河広域連合で行うとの説明も受けました。来年度から基本計画、実施設計へと進んでいくこととなりますが、新町長として特に強調して要請していく事柄はあるのでしょうか。

6つめとして、設楽ダム公共補償の明確化についてです。

設楽町等が所管する公共施設の補償方法の明確化が記載されていますが、簡易水道の付替や松戸クリーンセンターの補償等は進んでいます。まだ公共補償として残っているものは何があり、どのような補償を受けるつもりでしょうか。

次に31項目の中で、私が未解決だと思われる項目について質問したいと思います。

す。

1 ダム関連道路の整備についてであります。

アとして、国道 257 号、国道 420 号、国道 473 号、県道和市清崎線等の整備についてですけれども、国道 257 号の川向坂の改良につきましては、先ほど質問をしましたので省略しますけれども、国道 420 号田峯バイパス、国道 473 号月バイパス、県道和市清崎線の改良につきましては、ダム完成時の令和 8 年度までに完了は困難だと思われまます。先の 9 月ダム特別委員会で横山前町長がダム完成時までの完了を県執行部に念押ししていましたが、私が 3 月議会で質問した時もダム完成時までの完了との答弁をいただきましたけれども、土屋町長としても同じ考えに違いはないでしょうか。

イとして、グリーンロードの延伸については、町の早期に延伸されたいという要請に対し、県は国道 420 号の活用も考慮の上、具体化に向けて検討すると回答しています。現在まで具体化に向けた検討はなされていないと思いますけれどもどうでしょうか。国道 420 号の早期整備が現実的だと理解しますが、町長の考えはどうでしょうか。

2 ダム周辺地域の整備についてです。

アとして、ダム湖の湛水面の利用です。町の湛水面を観光利用できるように配慮することの要請に対し、国は可能な限り貴意に添うよう配慮するとの回答でありましたが、湛水面の利用について、具体的な内容はあるのでしょうか。

イとして、ダム湖周辺の広葉樹林帯の造成についてです。特にダム湖と付替道路との間に残る残地を広葉樹林帯として整備していったら良いのではないかという話があったような気がしますけれども、その後話自体も立ち消えになっているような気がしますけれども、どのような状況でしょうか。

3 生活再建対策についてです。

アとして、漁業補償についてです。寒狭川上流漁業協同組合への補償は行われたと聞いておりますけれども、ダム完成後の漁業権については、どのような状況になっているのでしょうか。

イとして、ダム湖畔の山林補償区域の設定についてです。先ほどの広葉樹林帯の造成の話とも繋がりますけれども、湛水区域までの買収にしか至っていないと理解しています。国は誠意をもって努力すると言っていますが、誠意はみられているのでしょうか。

4 設楽ダム建設に伴う関連する確約事項についてです。

アとして、公共施設等への財政支援についてです。情報通信基盤整備等に対する財政支援を要請していますが、町長の公約の中に通信網 5 G 早期整備とローカル 5 G の活用がありますけど、どう取り組んでいかれるつもりでしょうか。

5 行政需用費の早期支払いについてです。

申し訳ありません。質問書のところに私の記憶違いがありまして、現実的には平成 25 年までに 2 回に分けて 5 億円程度の行政需用費が、国から支払われていま



す。訂正をお願いしたいと思います。ただ、質問要旨にも書いてありますようにダム建設以後においてもダム対策を町として行っていますので、行政需用費を要請していても良いのではないかと思いますけれども、どのようなお考えでしょうか。

最後に、ダム完成時までの町長の姿勢についてであります。

土屋町長は、ダム完成後を見据えた行財政改革を公約に掲げられています。今までに国や県と約束した設楽ダム事業確約事項の着実な履行は当然行われるべきだと思いますけれども、先ほども述べたように建設同意時から12年余が過ぎている中で、土屋町長が掲げた「ダム完成後を見据えた行財政改革」を行うためには、進行中のダム事業をどのように活用し、それを実現するために今後どのような要請を国・県に行っていくつもりなのかをお聞きし、1回目の質問とさせていただきます。

企画ダム対策課長 原田議員の一般質問の回答に当たり、設楽ダム建設に伴う事前確約事項と設楽ダム建設同意に係る確約事項を参考資料として配布させていただいております。本日は説明いたしませんけれども、後でお読みいただければと思います。

この確約事項の進捗状況について、原田議員から一般質問がありましたのでお答えさせていただきます。また、町長からの回答については、最後の質問の中で全般を通じ話をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、「設楽ダム事業確約事項の着実な履行及び今後における国・県への要望について」説明をさせていただきます。

始めに、6項目について。

1、水没住民の再建対策——集団移転地、公営住宅の整備の明確化について御説明させていただきます。

水没世帯の移転は、平成28年度に124世帯全て移転が終わっています。移転された方のうち町内に移転された方は72世帯、58%。町外へ移転された方は52世帯、42%となっています。町としましては、水没世帯の方、全て町内にとどまてほしいとの思いがありましたけれども、移転世帯の方々の個々の事情を考慮されての御決断だったと思っております。なお、移転された方のその後の状況について、アンケートなどを行っていませんのでしっかりとしたことは、把握できておりませんが、町内に移転された方や設楽ダム対策協議会の委員さん等を通じて、御様子をお聞きしております。

次に、2、国道257号の改良整備の明確化であります。

川向坂の改良、通称川向バイパスですが、愛知県の施工区間となります。愛知県では、現在、道路やトンネルの詳細設計を進めていると聞いています。今後も進捗について県へ報告を求め、現状をしっかりと把握したいと考えております。また、町としましては、県から、「ダム完成時を目指し、鋭意進めている」ということですので、ダム完成時までには整備ができると思っています。

3、水源地域対策特別措置法に基づく、設楽ダム水源地域整備計画に対する受益地域の費用負担の明確化についてであります。

設楽ダム水源地域対策事業は、平成20年から令和8年度までの計画で、事業費の総額は、国・県・町合わせまして約1,030億円となっております。うち、設楽町が負担する事業は、約138億円で、うち、水源地域整備事業——水特事業と水源地域振興事業——基金事業は町負担額の約8割を県・下流市で負担しておりますので、実質負担は、約37億円となっております。37億円を計画期間19年で割りますと年約2億円の負担ということになっております。

この2億円が財政運営に与える影響について、歳出総額に占める普通建設事業の割合を類似団体と比較しました。結果、平成27年度から令和元年度の5か年平均で、設楽町は、22.0%、類似団体は、18.8%と3.2%上回っております。ただ、普通建設事業における一般財源の充当割合を、類似団体との比較資料がありませんでしたけれども、近隣市町村と比較しますと、5か年平均で設楽町は、11.6%、新城市は、22.0%、豊根村は、35.9%でありますので、普通建設事業における一般財源の充当割合は、他の市町より少なくなっております。

従いまして、ダム建設工事に伴い町の工事も増えておりますけれども、他団体にはない、水源地域整備事業——水特事業と、水源地域振興事業——基金事業で県・下流市から8割の財源を充当できていることによって、一般財源の持ち出しが少なくなっていると。そのため、ダム事業における町財政運営への影響は、少ないと考えております。

4、設楽ダム対策基金造成額の明確化ですけれども、50億の基金の積立ては、令和2年度までに積立てが既に終わっております。令和3年度から30年間、毎年1億5千万円を取崩し、31年目からは果実運用するという計画になっております。積立開始時、平成21年度の想定では、基金運用により毎年1億5千万取崩を行っても、31年目には、24.5億円が基金に残り、果実運用で年6千万円活用できる予定でありました。しかしながら現在の計画では、金利が下がったことなどにより、31年目の積立額は、当初計画より少なくなる見込みで、それに伴い果実運用額も少なくなります。そうしたことによって町としましても新たな財源確保として、小水力発電事業による売電益を積み立てるなどを検討しております。

5、下流受益市町との交流施設整備の明確化であります。設楽ダム建設同意に係る確約事項では、山村都市交流拠点施設整備について、「ダムサイト土砂場(仮称)を活用し、子供たちの自然体験学習を始め、ダム湖を訪れる多くの人々が年齢を問わず幅広い分野で利用でき、上下流交流を通してそれぞれの住民の福利に貢献できる施設とすることを基本に、滞在・滞留できる施設を想定し、整備する。」と愛知県から回答をいただいております。

現在、下流市では、この回答を基に検討しておりますけれども、この検討に当たっては、国、町もオブザーバーとして一緒になって検討しております。今年度、山村都市交流拠点施設基本構想が策定され、今後、基本計画策定がされる予定に

なっております。また、この整備については、来年度から東三河広域連合の事業となりますので、東三河8市町村で検討することになります。

町としましても、観光、交流施設としても期待しておりますけれども、町の産業に結び付き、町民が豊かになることが重要と考えております。民間の活力の利用も考えながら、下流市町とともに検討していきたいと思っております。

次に6、設楽ダム公共補償の明確化についてであります。

公共補償については、国が補償する公共施設の範囲について、国と町で確認をとっており、町道、林道の付替えの現物補償と簡易水道事業の金銭補償の2つがあります。

現物補償は、町・林道の付替えで国・県で施工するもので、着実に進められています。

金銭補償は、簡易水道事業が対象で、町が工事を行い、国が補償するものであります。簡易水道事業については、これまで導水管工事の約3割が終了しております。町としても確実に実行されるよう要望してまいります。

続きまして31項目について御説明させていただきます。

始めに、1、ダム関連道路の整備について御説明させていただきます。

ア、各路線の状況について、愛知県から回答をいただいております。

国道420号の田峯バイパスについては、現在、用地買収難航者がいるため、引き続き地権者との交渉に努めていく準備を進めていくとのことです。

国道473号の月バイパスについては、トンネル工事に着手できるよう神田側、月側から橋梁等の工事を実施しているとのことです。

県道和市清崎線については、事業を早期に進めるため、和市側、清崎側それぞれから工事を実施しております。和市側については橋梁工事を行っており、清崎側についても道路拡幅工事を行っております。今後も引き続き道路拡張工事を進めていくとのことです。

また、ただいま説明した路線につきましては、愛知県では、ダム完成時までの完了を目指して鋭意事業に取り組んでいると聞いておりますので、町としましてもダム完成時までの開通に向け、県へ要望していきたいと思っております。

続きまして、イ、グリーンロードの延伸であります。

確約事項では、県から、猿投グリーンロードの延伸について、採算面で厳しいと考えていますけれども、観光シーズンなど交通混雑が著しい区間を中心に基礎的な調査を進めてきており、三河山間地域全体の地域整備との関連、一般国道420号等の活用も考慮の上、引き続き検討してまいりますと回答をいただいておりますが、まずは、周辺の交通状況を踏まえ、国道420号足助バイパスの整備を進めていく方針と聞いております。

町としましても、道路の整備は、地元住民の利便性の向上のみならず、観光、産業の面からも果たす役割は大きいと考えております。確約事項及び現在の県の回答からすると厳しい状況とは思っていますけれども、設楽町全体の道路整備の

検討の中で、このことについても検討していただき、その他の路線につきましても、早期に整備されるよう働きかけたいと考えております。

次に2、ダム湖周辺地域の整備。

ア、ダム湖の湛水面の利用ですけれども、国では、水源地域の活性化を図る中で、町、寒狭川漁協、県などとダム湖面の利用について協議を重ねております。町でもダム湖の利用については、ダムインパクトビジョンでは可能性のある事業、例えばカヌー、アマゴ釣り、水陸両用バスなどが計画されているところでありませう。このことについては、今年ダム湖周辺整備等検討業務委託を発注し、その中で検討をしております。

次に、イ、ダム湖周辺の広葉樹林帯の造成でありますけれども、常時満水位 437メートルとサーチャージ水位 448メートルの間については、国の買収地でありますので、町等の計画により樹種転換を図ることは可能だと国からは回答をいただいております。

議員がおっしゃられているのはダム湖、サーチャージと付替道路の間にある隣地を広葉樹林帯として整備が成されているかという御質問かと思っております。その間の場所については、国からは带状残地——買収によって残る土地として買収した箇所について、樹種転換が可能と聞いております。

町では、ダム湖周辺の全体の景観の観点からすると、針葉樹林だけではなく、広葉樹林に樹種転換が必要と考えていますし、眺望のいい箇所であれば、伐採することも必要と思っておりますので、今後、国・県と調整を図りながら、場所の選定を行って整備していきたいと思っております。

次に、3、生活再建対策。

ア、漁業補償でありますけれども、漁業補償については、令和元年12月に国と寒狭川上流漁協の間で、「設楽ダム建設に伴う漁業補償契約」を締結しております。補償に関しては、鮎・アマゴの補償であり、その他の魚については漁協に権利があると聞いていますので、ダム湖の漁業権については、そのままと存続となるとの回答です。

現在、寒狭川漁協とは、4者会議——国・県・町・漁協を毎年、定期的で開催しております。その中で振興策等について話し合いを行っております。

次に、イ、ダム湖畔の山林補償区域の設定ですけれども、先ほどのイの「ダム湖周辺の広葉樹林帯」と回答が似かよってしまいますけれども、国からは、「山林補償区域の設定については、ダム本体、湛水区域、樹林帯及び付替道路等の関連事業用地の範囲で、誠意をもって努力してまいります」と回答をいただいております。

また、ダム湖と付替道路との間に残る残地については、地形等の状況と地権者の意向を踏まえて、買収を行っておりますし、買収を行った土地については、広葉樹林への転換を図ることが可能と聞いております。

次に、4、設楽ダム建設に伴い関連する確約事項。

ア、公共施設等への財政支援であります。

5Gにつきましては、国の方針では、都市部、地方部を問わず「事業展開の可能性のある場所に柔軟にエリア展開ができる指標を設定すること」を重要としておりまして、全国展開するに当たり、令和6年度までには、全国の50%以上で基地局を整備する計画となっております。

ただ、整備状況は、都市部では5Gの利用が始まっておりますけれども、地方での利用は、まだまだ少ない状況にあると聞いております。

町としましても、情報通信網の高度化・高速化の整備については、IT化が進み、地域産業の振興、地域住民の生活環境の向上に必要と考えていますので、この地域で、早期に5Gが利用できるよう国・県や携帯各社へ働きかけたいと考えております。また、北設楽郡の情報ネットワークの整備については、北設広域事務組合で整備、運営を行っておりますので、意見交換をしながら検討してまいります。

次の5、行政需用費の早期払いについて回答させていただきます。

行政需要については、昭和59年4月から平成21年1月までの設楽ダム工事に伴う一時的な行政需要の拡大に対する負担について、国と町で確認書を平成22年3月に交わしております。負担額は、総額505,543,520円で、平成21年度に1億円、平成25年度に405,543,250円を国から既に支払いを受けております。現在、町としましても平成21年2月以降の経費については、今後、国に要請をしていきたいと考えております。

企画ダム対策課からは以上です。

町長 それでは、私から答弁をさせていただきます。

このことにつきましては、私も選挙公約に掲げましたので答弁をさせていただきます。

設楽ダム建設事業につきましては、議員の時から関わらせていただいております。また建設同意にも立ち合わせていただいております。この確約した事項につきましては、設楽ダム事業を受け入れる条件として話し合いをしたこともよく覚えておりますし、国・県に要望をしたことでもありますので、国・県には確実に実行をしていただきたいと思いますと思っています。

建設同意から十数年が経過しており、また、これを考えた時からは長い年月が経過されておりますので、考えた当時と現在の状況が少し変わってきているように感じています。今の時代に合った形での確約事項の実施を働きかけてまいりたいと思っています。

設楽ダム建設事業自体は国が行う事業でありますし、必ず完成すると思っております。県も付替道路をしっかりと整備していただけたらと思っております。ただ、国・県で整備した立派な設楽ダム、道路やきれいな湖面ができただけになってしまっただけでは設楽町の将来に繋がっていかないということでもありますので、ダム完成後にこの新たな資源を活用して、設楽町、設楽町民、企業が潤うようにしていくことが必要と考えております。

質問の中で、特に、というところがありましたので、それについてお答えさせていただきます。

下流受益市町との交流施設の整備の明確化であります。先日、東三河市町村会議がありまして、その折に広域連合のほうに移管されて来年度からというお話がされました。そのときに、この計画を立てた時とは状況が少しずつ変わってきているので、町民の皆さんがどのようなものを望んでみえるのか、どのような形を想定してみえるのかというところをきちんと把握をした上で設楽町としての思いを伝えさせていただきます、と申入れをしておきました。

次に、国道 257 号、420 号の整備の話であります。私も完成までに、令和 8 年度までに完成をしていただけるように働きかけをしてまいります。

そして、グリーンロードの延伸につきましては、大変難しいとお聞きをしておるわけですが、確約事項の中にきちんと入っておりますので、忘れることなく申入れをしたいと思います。

最後に 5 G でありますけれども、いろいろ調べれば調べるほど、なかなか難しいとは感じております。先日、来年度から小中学校で G I G A スクールが始まるわけでありますけれども、その折に通信がなかなかうまくいかないのではないかと不安があるということで、文部科学大臣のほうに陳情に行っていました。速やかに対応していただけるということですが、どれだけ速やかなのかはちょっと分からない状況にあります。

また、ダム建設完成後を見据えた行財政改革を行うために進行中のダム事業をどのように活用していくのかということでもあります。

まず、工事期間中につきましては、徹底した町内消費に努めていただくように要望してまいります。そして、ここに工事に来られる方は、工事事務所を設楽町内にぜひ置いていただき、可能な限りこの町に住んでいただくように要望をしたいと思います。

そして、ダム工事期間中のダムインフラツーリズムなどの推進をしてまいります。これは、国・県に対し観光バスが乗り入れができる場所での展望台の設置などを要望してまいります。

小水力発電につきましては、先ほど答弁をしたとおりであります。

そして、最後に木質バイオマスであります。私が議員の頃からこれについてはかなり興味を持っておりまして、可能性をきちんと見極めた上で、できるものならばチャレンジをしていきたいと思っております。

以上であります。

4 原田 私の今回の質問につきましては、新町長の公約に設楽ダム事業確約事項の着実な履行があったものですから、31 項目プラス 6 項目、計 37 項目が何が実施されて何が未実施なのか、一度確認する必要があるのではないかとということで、お互いの共通認識を持つことが大事ではないかとということで質問をさせていただきました。

ですので、あまり再質問の内容を考えてきていませんでしたので、今答弁をしていただいた中で私がちょっと理解ができない部分について質問をさせていただきたいと思います。

1点目ですけれども、造成基金の明確化で50億、31年後に24.5億残るよということは約束事項だったのか約束事項でないのか、そこはどうだったのでしょうか。そうすれば、24.5億残るようにしないとまずいんじゃないかなと理解をしますのでけれども。結局今の積立金の利息が出ているといくらくらいになるのかというのが、50億積み立てたならば、ある程度明確に出ているのではないかと理解しますのでけれども、その点についてはどうでしょうか。まず1点目です。

企画ダム対策課長 あくまでも試算になりますけれども、現在のところ残りが4.5億円の積立てが残るということで、利子運営については600万程度を予定している。

4原田 ということは、20億円目減りしているという理解になるのですけれども、それで正しいのでしょうか。

企画ダム対策課長 そのとおりであります。

4原田 下流市と愛知県が設楽町のために基金を積んでいただいて、利息の運用までやるよと約束をしているので、ぜひそこはもう一度原点に立ち返っていただいて24.5億まではいかないかもしれませんが、なるべく多く設楽町の財政運営に支障をきたさない程度の利息が積立てなり、下流市町で積立てができるように、ぜひ要請をしていっていただきたいと思いますと思うのですけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

企画ダム対策課長 このことについては、下流市と話合いができておりませんというか、町からも強く要望しているところではありませんので、もう一度状況について確認をさせていただいていきたいと思っております。

町長 私もこれ町長になった折に、県の水系のほうからこの説明をいただきました。私もこれ、50億の積立ての話はその当時説明を受けておりましたので、そのときに私も30年後はすごく不安に思った覚えがあります。そのときに当時の豊川水系の本部長さんに、30年後はどうなるのというお話を聞いた覚えがあります。そのときに副本部長さんは、「土屋さん、そのときには東三河市になっているから大丈夫」とお答えをされたことをすごく覚えておりますけれども。現実的にはそこになりませんので、先日も県のほうにその話をさせていただいたときに、県のほうの回答としては、小水力の発電の中で少し考えていっていただきたいと思いますことでありましたけれども、折があればお話をしていきたいなと思っております。

4原田 ぜひ、そういうふうな要望をしていっていただきたいのと、基金の理事会等で町長が出席する場があると思っておりますので、基金の運用についてもなるべく設楽町の利益になるような運用をしていただければと思います。

それからもう1点、公共補償の明確化についてですけれども、先ほどの企画ダム対策課長の答弁だと、町道、林道以外に町が所有する財産等についても多少な

りあると思うのですけれども、そこら辺は残っていないという理解でよろしいのでしょうか。

企画ダム対策課長 公共補償の中では今のところ全て終わっているという認識ではいるのですけれども、一般補償のほうなのですけれども、配水管の工事で川向と八橋で一部残っております。

以上です。

4 原田 それでは、一応理解をしたということで。

あと1点、ダム湖の広葉樹林帯のお話なんですけれども、先ほど最初の説明がよく聞き取れなかったのもう一度お話をしていただくとありがたいなと思うのですけれども。私が理解をしていたのは、ダム湖の水が浸かる部分から上の県道の付替の部分について、一応国が買収をして広葉樹林帯に変えるというような話があった記憶があるのです。私が間違っているのかもしれませんが。今はそういうことはほとんど立ち消えの状況になっていると理解をしているのですけれども、先ほどの説明だと、その部分まで買った所は広葉樹林帯として国はやるよという話だと理解をしているのですけれども、その辺の精査はどのように行われているのか説明をいただけたらと思います。

企画ダム対策課長 現在のところ、国のほうでは付替道路とダム湖面の間については基本的には買収は行っておりません。ただ、付替等によって残地として残った部分について地権者と相談をして買収を進めているところであって、買収した地域においては広葉樹林帯は可能だよという回答をいただいております。

以上です。

4 原田 今までいろんな答弁をしていただきました。今の質問等も合わせてまだ完成までに時間はあるし、重要な項目については施策の細かい部分で、もう一度一般質問等でお答えをいただきたいと思いますので、今日の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 これで、原田直幸君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番加藤弘文君の質問を許します。

11 加藤 こんにちは。11番加藤弘文です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告いたしましたとおり、まずは一括で質問いたします。

始めに、町長、副町長、教育長、新たに課長になられた皆様に御祝いを申し上げます。おめでとうございます。新町政のもと、設楽町のためにいっそうの御尽



力をいただくよう御期待申し上げます。

それでは、まず1つ目の質問ですが、先日の設楽町長選挙から、本町では投票区・投票所の大きな見直しが行われました。投票区を23か所から4か所にするという激変ともいえるもので、町民の投票行動に大きな変化が起こるのではないかと危惧されました。

今回の町長選挙の投票率は、表1に示すとおり73.97%でした。また直後の衆議院議員選挙では、表2に示したとおり68.57%でした。こうした結果を受けて、設楽町選挙管理委員会並びに当局の分析と今後の課題を問います。

1つ目ですが、今回の町長選挙投票率については、前回は0.32ポイントの微低下となっています。しかし、新町長選挙選挙としては、10ポイント近い低下となりました。衆議院議員選挙では、前回は4.7ポイントの低下となり、近隣の市町村で唯一70%を下回りました。こうした結果と今回の投票区等見直しの影響について、選挙管理委員会並びに当局としてどのように分析していますか。

2つ目ですが、今回の見直しは、激変的内容とともにその手続きについて、その性急で、半ば強引とも思われる手法にも問題を感じざるを得ません。今回の見直し案でも町民の意見聴取という手続きは確かにとっています。しかし、コロナ禍の中で地域ごとの丁寧な住民説明会は実施せず、区長会での説明のみ実施しました。そこでは、結論ありきの誘導的とも思われる説明とアンケート——アンケートについては、賛成・反対・中間意見が「投票区の統合はやむを得ない」となっているものでした。そうしたもので先を急ぎ、住民同意の根拠としています。各行政区長は、総会をはじめ会合や相談もままならない中、意見をまとめざるを得なかったのではないかと思います。また、アンケートやパブリックコメントで提出された急激な統合に否定的・批判的な意見に対しては、投票行動に支障がないように2つの補完的な措置——6つの区の臨時期日前投票所の設置、それから事前申込みに基づく移動支援、を十分講じるとし、住民から出された意見をもとに案を改善することはなく、当初案のとおり実施することとなりました。今回の見直しの経緯、選挙の結果を踏まえ、拙速とも思われる今回の投票区再編について、今後、「設楽町選挙投票区・投票所見直し案」——1月に出されたものですが、そこでも述べられているように「今後も必要に応じて選挙執行体制の見直しを進める」という考えがあるのかを問います。

次に2つめの質問を行います。11月10日の臨時議会での町長の所信表明では、「住民との対話」を町政を進める前提に据えて運営に努めるとの発言がありました。今後の設楽町の行政のあり方の基本路線として、期待されるところです。

具体的には、コロナ禍の中で中断を余儀なくされている4地区での住民懇談会を、区単位できめ細かく再開することを検討すると述べています。地域の課題や問題を町政に反映できる機会として、さらに実りある工夫を加え実現を期待したいと思います。

そこで、こうした姿勢を拡大し、性別や年齢、それぞれの階層の思いや課題を

直接受け止め、行政運営に生かすために、さらにきめ細かく懇談会を開催していく考えはないかを問います。ただし、前の同僚議員の質問と重複する内容については、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

1つ目は、これまで行われた住民懇談会では、町が進めている施策説明会の色合いが濃く、住民の声に耳を傾け、地域の課題や問題を共に解決していくという内容に乏しかったように感じていました。それぞれの地域住民の問題や課題を事前に具体的にとらえて、町としての考えをまとめてから、住民との擦り合わせを進めるというような柔軟な本気の改革が必要と考えますがどうでしょうか。

次に、同所信表明では、「次の世代に設楽町をしっかりと繋いでいく」ことを強調されました。そこで、設楽町の次の時代を担う子供たちや若者たちの考えや思いを聞き、行政に生かしていくような懇談を進める考えはないでしょうか。こうした機会を設定することで、どのような町ならば、若者、自分は将来住もうと思うのかという設楽町にとって重要な課題解決の糸口をつかむこともできるのではないのでしょうか。

さらに、なかなか行政に声が届きにくいともいわれる女性や子育て中の親、障がい者、設楽町の人口の半分となったお年寄りなど、それぞれ懇談を進めることで、各々が抱えている特有の問題や課題を直接つかみ町政に反映することができるのではないかと考えますがどうでしょうか。

また、町の産業を支える企業家、農業、商業、工業、観光、サービス業などに従事する産業別の方々の懇談会をきめ細かく実施することで、総合的な町の発展に資する町政の実現ができるのではないかと考えますがどうでしょう。

以上で、1回目の質問を終わります。

総務課長 それでは、選挙に関することでありますので、選挙管理委員会事務局、書記長であります総務課長の私から、お答えさせていただきます。

町長選挙の投票率については、前回から0.32ポイントの低下ということであり、感覚といたしましては、低下した割合は意外に少なかったかなと感じております。議員の資料にあります過去5回の町長選の投票率は、回を増すごとに低下をしております。これは、選挙自体への関心の低下であるか、高齢化に伴う投票行動の減少、難しさ、その原因ははっきりとは断定できません。

衆議院議員選挙の投票率が質問要旨の下にあります表で記載がありますが、この中で特徴的な部分を申し上げます。

第49回衆議院議員選挙の投票率の欄の新城市の投票率、これは直近の投票率ですけれども、投票は市長選挙と市議の選挙と重なっております。そのために投票率が高く出ているということが考えられます。ちなみに、その前回の衆議院については、新城市は65.67%という数字であります。それと、前回衆議院議員選挙の投票率という欄の設楽町の投票率は73.27ですけれども、これはそのときの町長選と投票日は1週間ずれておりましたが、告示日が同じ日ということになっておりまして、期日前投票の期間が重なっております。その影響もあり、投票率は

通常よりも高くなったのではないかと推測ができます。仮にその影響がなかったと想定いたしますと、それぞれのない場合の投票率をみていきますと、新城市の49回はその前の時の65%程度の可能性があるかなと。設楽町の前回の投票率でありますけれども、これは逆に49回の投票率を参考にしますと、若干高め69%あたりではないかなと。これはあくまで仮定ではありますが、そういうふうに想定ができます。

くどいように、あくまで仮定ですけれども、そういった数字をみますと投票率が高い順に、一番高いのが根羽村。それから次に豊根村。続いて東栄町、設楽町、新城市というような投票率が想定をされまして、有権者数あるいは人口の少ない市町村のほうが投票率が高いということが考えられると思います。都市部より山間地域のほうが投票率が高いという一般的な傾向が表れていると思います。そういった傾向が現れておりまして、設楽町が特に他市町村と比べて投票率が低いというふうには考えておりません。ちなみに、愛知県下の投票率は、49回が55.97%、それからその前の数字が54.65%というような数字になっております。

次の御質問の見直しの件です。議員のおっしゃるとおり、今回投票区再編の住民説明会は実施しませんでした。本年2月の議会全員協議会で説明したとおり、最初に令和2年4月27日の区長連絡業議会で全体の方針を説明いたしまして、相談しました。協議の結果、臨時の区長会を開催して、全区長に内容を説明することになりました。そして、7月28日に臨時の区長会を計画しましたが、これは新型コロナウイルス感染症の患者が発生したということで延期となりました。改めまして10月27日に臨時区長会を開催いたしまして、内容を説明いたしました。そして区としての御意見を12月中旬頃をめどということで、約1か月半の期日を設けましてまとめていただくようお願いするとともに、希望する区には説明に向きました。それで、提出された意見としましては、賛成が6、やむを得ないが24、反対が2。複数選択をいただいた区もありますので区の数とは一致しませんが、賛成が6、やむを得ないが24、反対2という状況でありました。反対とされた区に口頭で内容を確認しております。雰囲気としては、絶対反対というものではないけれども、賛成とはいないので、反対としたという内容であります。

議員がおっしゃるような、アンケートが誘導的ですか、先を急ぎ提出させたというつもりはこちらはないわけですし、投票区見直しを拙速であったとも思っておりません。

アンケートの結果につきましては、思ったよりも多くの方が、やむを得ないと理解をしていただいているのだなと捉えさせていただいております。

最後に「必要に応じて見直しを進める考えはあるか」ということについてです。

町長選挙では、投票日前日の臨時期日前投票所におきまして、朝一番、投票者が殺到いたしまして、だいぶ長時間お待ちいただくような状況が発生してしまいました。これを反省しまして、次の衆議院議員選挙では受付体制を強化いたしまして、これを解消いたしました。選挙当日には、選挙管理委員会委員が各投票所

を巡回して状況確認を行っていますけれども、特段トラブルは確認されておりませんし、問題というような声もいただいておりません。また、現在までに事務局のほうに改善すべきという情報も入ってきておりません。改善すべき点があれば見直しを進めてまいりますけれども、今のところそのようなものは把握をしておりません。今回、大きく投票区を変更したということにもかかわらず、意外とよいですか、順調に執行できたと事務局としては考えております。ただ1点、これまで投票時刻の繰上げについても併せて検討してきましたが、町単独でできない点もありますので、これは周辺の市町村等の動向も注意しながら、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

選挙に関しては以上です。

町長 「住民との対話」について、私から答弁させていただきます。

私は常に、「次の世代に設楽町をしっかりと繋いでいく」ことを念頭に置き、仕事を進めてまいりました。これからもそのつもりでありますし、これを進めるためには、「町民との対話」が重要であり、信念として、これを進めてまいりたいと思っています。

特にこれからは、住民に対して耳障りの良い言葉ばかりでなく、住民の皆さんに少し厳しい内容もお知らせをし、その上で今後の町政を町民と一緒に検討していきたいと考えております。

「町民との対話」を進めるにあたって、先ほど金田議員のお答えと重なってしまいましたが、今年度は「みんなが主役の全員協働のまちづくり」というコンセプトを掲げる設楽町ですので、懇談会に参加をしていただき、話を聞いていただく、御意見を言うていただくことが町民の皆さんとの協働の第一歩だというふうに考えております。そこで、なるべく多くの町民の皆さんに参加をしていただきたく、区単位という方法としました。具体的な方法につきましては、今後、区の意向も聞きながら、区を基本として進めてまいりますけれども、将来的にはそれぞれの地域の将来を一緒に考えていける環境として大勢の方とお話ができる場ができるというように考えております。

また、議員おっしゃるとおり、地域のみでなく、若者、子育て世代、高齢者、女性、産業界など幅広い方々との意見交換についても、相手方の意向を伺いながら実施をしていきたいと思っています。

現在役場内で把握をする団体等の皆さんの意向を確認するように指示をしておりますので今後調整を進めてまいりたいと思っています。また、教育委員会を通じ、町内の小中学校にも意向の確認をしております。今後、方法等の検討をした上で実施をしていきたいと思っています。

いずれの皆さんとの対話においても、堅苦しくない環境を作りたいなと思っています。そして、大きな前提としてコロナの状況をしっかりとみながらということになりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

11 加藤 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、今回の選挙結果を捉えて、これはこれは長期低落傾向の延長であって、今回の選挙制度については間違いがなかったのだという確信に満ちたお答えをいただいたことにちょっと愕然としております。

今回の選挙の中で、高齢化があり、政治的関心も薄れていくというような評論家のようなお言葉をいただいているわけですが、選挙管理委員会は基本的に投票率の長期低落化を防ぐためにどう選挙制度を持っていくのかというのが議論にならなくてはいけないのですが、これは、こういうふうになっていますから、このようになるのはやむを得ないというような発言に少しがっかりしています。どう歯止めをかけていくのかという姿勢が感じられないことにまずもって驚いています。

そこで、まず質問ですが。まずは選挙投票区の再編についてですが、答弁を聞いても、なぜ、そんなに極端な再編を急がなければならなかったのかが理解できません。なぜだったのでしょうか。また、23 投票区を 4 投票区に、そして選挙の大切な情報源であるポスター掲示を 119 か所から 34 か所に激減するとような極端な再編成案は、選挙管理委員の発案だったのでしょうか。行政が主導し、住民の都合よりも、行政改革と称して行政の都合を優先させたのではないかとの疑念も感じます。そうした疑念を払拭するためにも管理委員会の議事録の開示はできますか。

総務課長 改革を進めてきた内容、理由については議会全員協議会で御説明をさせていただきました。従前、今までですと、23 か所の投票所で行ってきました。23 か所に対して事務従事が 2 名、それから投票管理者 1 名、職員としては最低 3 名。そこに立会人が 2 名つきます。有権者の多い場所については従事者を増やしております。それでいきますと、最低職員が 77 名から 80 名。今設楽町の職員が 120 名ほどになっております。以前に台風とかち合った時があります。災害が仮にそこで起こったときに何ともできないということもありました。それを行政サイドの理由だと言われますと、うまいお返しができませんですけども、そうした限られた職員の中で、いざというときにも対応ができるようにということを検討をさせていただきました。

それから、選挙看板のお話がありました。これ、公職選挙法、それからそれに基づく規則等に規定がありまして、1 投票所につき何か所、それから有権者数に応じて何か所という算定の基準がございます。実はその基準に基づいて従前の 23 投票所で選挙看板を計算しますと、119 よりももっと多い数になります。それを県のほうに申請をすることにより減少させることができるという規定がありまして、その申請を行いながら 119 か所。ただこれ 119 か所を町内にやっていますと、非常にきめ細やかと言えはあれですけど、個所数が多い状態でありました。県のほうにはもうちょっと減らすことはできないかねという相談をしながらやっていたわけですけども、なかなかその調整はうまくいかなかったというのが

事実であります。先ほどの法律に基づく規則、そちらのほうで今度の4か所で計算をし直しますと34か所という数字が。これはそのまま規定に基づいた数であります。減少も何もさせておりません。計算した数字が34。法律の中にはそれを増加させるという規定が実はございませんのでこういう数字になっております。

あともう1点、選管の議事録ということですが、誠に申し訳ないですけど議事録としてはとってございません。そこでの採決結果については記録として残っておりますけれども、中の議事録までは残っておりませんのでよろしくお願いいたします。

以上です。

- 11 加藤 今の説明を聞いても、なぜそんなに再編を急いだのかがいまだに理解ができません。ただ、役場が休日返上で総力を挙げて選挙を行う力がなくなったのかなと心配をしました。災害が起こるのは地震だっていつ起こるか分かりません。そうした意味で言うならば、危機状況のことを前提に挙げて通常行われる行為を制限していくような発言をされるのにはちょっと疑問を感じます。実際、本音のところは何なのかとても心配しました。

それから、ポスターのことは承知しております。4か所にしたことによって34か所になったということで承知をしておりますが、4か所にしたこと自身を問うておりますので、その点お考えください。

次に、町は再編に当たって、郡上市の平成元年度選挙区再編を参考としているというふうに思われます。その方針にある1,000人から3,000人に1つの投票所を設置するなどの部分的なことに盲従して、設楽町が274平方キロメートル、愛知県の市町村で5番目となる広大な面積を持ち、愛知県下で53番目、豊根村に次いで、下から2番目となる人口密度であるなどの特殊性が考慮されたかを問います。なお、参考ですが、郡上市でさえ45%の削減でした。設楽町は17%というふうに極端に減っているということに疑問を感じているということです。そうしたことを考慮されたかお答えください。

- 総務課長 再編を検討するに当たりましては、郡上市ももちろん、ほかの例も参考に検討を進めております。郡上市が何パーセントというお話がありましたけれども、個所数のパーセントといいますよりも、設楽町においては地理的要因を非常に重視して考えております。その中で特に考えておりましたのが、これはあくまで、証明はできません、一般論であります。だいぶ高齢化が進んでおります。家から出るのが難しい方も多くなってきているとは感じております。ですが、ほとんどの方は移動は車なり何なり。家から出てしまえばそこから2キロメートル、数百メートルであろうが、1キロ2キロであろうが車でというような状況かと思えます。ですので23か所を10か所というよりも地理的な要因でまとめました。それで結果を4か所というふうにしております。ただし、やはり山間部で離れた地域、山沿いの平坦部にちよくちよくある集落等は、なかなか投票所までは距離が長くなってしまおうということもありまして、そこは臨時期日前ということでフォロー

をしておこうという発想であります。あと、どうしても移動が困難な方については申込みにより移動支援を行う。ちなみにこの移動支援につきましては、コロナワクチンの時に移動支援を利用された方、それから住民健診で移動支援を既に利用されている方、合計で119名おりましたけれども、その方たちにダイレクトメールを出しております。それにプラスして広報無線、それから回覧で案内を出させていただきました。その結果、御質問とは内容がずれていってしまいますけれども、町長選で9人、それから衆院選で5人の利用。もっと申込みがあるかなと思いましたが、比較的少ない状況だったかなと思っております。

それで、説明したいところは、地理的なもの、例えば名倉——私名倉ですけれども、名倉に個所数を半分にしてということで3つとか4つとか作った場合と1か所にまとめた場合と行動がどれほど変わるかというのも選管の中でも相談をさせていただいております。で、特にそういう考えを基に地区に1か所ということで4か所に再編をさせていただきました。

以上です。

- 11 加藤 お答えをいただきましたが、今お話に出ました、再編に伴う支援対策として臨時期日前投票所ではどれくらいの利用があったのか。また移動支援は町長選が9人、それから衆院選で5人とお話をいただいて、その数は確認できました。その効果をどう捉えているのかを問います。今お答えの中で少なかったなという声をお聞きしましたが、少なかったというのは効果が薄かったということのもあるのではないかと思うのですが。つまり、事前に私は投票に行くので何時何分に車で迎えに来てくださいと、かなり住民としては負担のかかる作業だったのかなと私には思えるのですが。お願いします。

総務課長 それでは、まず最初に臨時期日前投票所の状況をお話をいたします。まず、臨時期日前投票所の話ですけれども、2回の選挙とも投票日の前日、土曜日の午前9時から12時まで、3時間ですが、沖駒、神田、豊邦、この3か所行いました。その日、土曜日の午後2時から5時まで同じく3時間、裏谷、宇連、三都橋で設置しております。

それぞれの状況を説明いたします。宇連は、有権者12人に対して10名お見えです。沖駒は有権者58人に対して23。三都橋は62に対して27名。豊邦が61に対して37名。裏谷が16名に対して9名ということで、トータルいたしますとその対象地区の有権者数が351人に対して151人の人が投票にお見えになりました。率にいたしますと約43パーセントという数字であります。これは非常に御利用いただいたのかなと思います。

移動支援のほうが少ないのではないかというお話ですけれども、ワクチンの時には時間が決まっておりました。何時に来てくださいというスタイルでそこに対して移動支援の申込みがあったということでもあります。その方たち、それから住民健診で利用の実績のある方、先ほど言いましたけれども119名の対象者に対してダイレクトメールで案内をさせていただいております。9人とか5人の利用で

ありましたけれども、これにつきましては、時間指定がなかったということもあるのかな、それとも地域の御近所さんの御協力があったのかなというふうに思っておりますけれども、人数としては比較的少なかったと。ですが、利用がある限りはこれはまだ継続していく必要があるなど。そのように委員会としては考えております。

以上です。

11 加藤 移動支援については、当日急に申し込んでもだめでしたよね、確か。はい、いいえだけでも。

だめですよ。はい、分かりました。

実は、衆議院選では特にそうなのですが、これは私の区だけの問題なのかどうなのか分かりませんが、期日を過ぎてから選挙の公報が回ってきました。期日前にそういうふうに動かしたい時にはこの日までに申し込んでくださいと、その日を過ぎてから回覧板がくるような状況があったので、そういうことも含めて少なかったのかもしれないなどということも考慮していただければ。もう少し早く広報を届けていただきたいなど。対象者というかそういう方には。

それから、冒頭のお答えの中に、今のところ問題があったという声が出ていないので今のところ改善する予定はございませんというふうなお答えだったように私は受け取りました。私は、この声を聞いています。地域の中で、これ、私は言うつもりはありませんでしたが、今回の選挙は投票所が変わっちゃったので、遠くなっし行きませんと。その方は運転をされない方なのですが、やめようと思っていると言うので、僕が行くので一緒に行きますと連れて行きました。それが住民の当然の姿だといえ、当然それを期待しているのだと役場がいえば、それはそれまでですが。これ、たまたま私が道で出会って話をした分かったことです。そういう方が、いわゆる投票難民が設楽町に出ていないかどうかをきちんと把握することは町の責務ではないかなと思っています。とりわけ、問題は得にありませんでした、何もありませんでしたのでこのまま続けて行きますという考え方はやはり間違っていると私実感で思っていますので、ぜひそういう声を捉えてください。そして、さらに改善策を講じ、投票率を上げていくのは選挙管理委員会の責務であるというくらいの自覚はぜひ持っていただければ、長期低落傾向なのでこのまま低落していてもしょうがないですと、それは違うだろうということも肝に銘じてぜひ取り組んでいただきたいと思っております。そうした意味で選挙管理委員会は選挙後改正をされました。今後の再編について検討を加えて改善策を講じることを提言しますが、再度お答えください。

総務課長 いろいろ御協力ありがとうございます。まず、1点、御質問の途中で当日の申込みという話がありました。基本的にはだめです。だめですけれども、御相談いただけて、対応ができるようであれば、その対応は可能かと思っております。

それから、やめようと思った人を投票に運んでいただいたということで誠に、それはありがとうございます。そういう移動支援の制度について、これから選管



としても、まだ始めたばかりですので浸透するように宣伝はさせていただきたいと思えます。また、これは1つお願いですけれども、そういう制度について、もしそういう困っている方が身近にお見えになりましたら議員の皆様も、「そういう制度があるから使ったら」というような御案内もよろしくお願ひしたいと思います。選管のほうとしても、広報無線、それから回覧ですとか、各戸配布になる場合もあるかと思えますけれども、そういった回覧の手段、それから、前回はダイレクトメールというような手段、それから宣伝はしてまいります。ただ、宣伝はしてまいるのですけれども、どうしても漏れは出てまいります。そこを埋めていただくのはやはり御近所の協力であったり、皆様方の御協力が必要だと思えます。

これから、新しい選管で改革という話でありますけれども、そういった問題点が届いてくれば、それを解決するように検討はしてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

- 11 加藤 付け加えるのを忘れましたので、投票区を適切に増やすなどのことを含めて改善案を講じるということを提言したいと思います。そのことについてお答えください。

総務課長 そういった必要性があれば行っていきますけれども、今現在はそういうことは届いておりませんので、今すぐにといいつもりはありません。今の現状でいきながら問題点が出れば解決をしていきたいと考えております。どちらに増やすかというような話がまた出てくればそこを検討してまいります。

- 11 加藤 出てくれば、出てくればと、ずっと待っていても多分出てこないですむでしょう。探さないと。本当に困っている人たちを探さないと、声なき声を拾わないとおそらくこの声は聞こえてきません。だから私たちの決めたとおりにずっとこれから進んでいきますよというような行政の姿勢に私は疑問を感じます。ぜひそうした姿勢で今回の選挙投票区の再編について、厳しく自ら問い直していただきたいと思えます。

時間が来ておりますので、次に「住民との対話」についてですが、先ほど同僚議員からの質問にお答えもいただいております。「住民との対話」は、土屋町政のキーワードだと思っております。より充実した対話を通して町政の改革を期待したいと思います。行政の中には、住民の声をいちいち聞いていたら仕事にならないなどという、不遜な空気があるということもお聞きしたことがあります。これは、設楽町ではありませんが。町職員の知恵とやる気を信じて、行政を住民とともに創る気概を持ってぜひ進めていただけたらと思えます。

以上で、質問を終わります。

- 議長 これで、加藤弘文君の質問を終わります。

お諮りします。時間がお昼休みを延長して半まで持っていくか、ここで休憩をして1時からやるか、大変中途半端な時間になりましたので悩んでおります。

(「休憩」の声あり)

議長 休憩でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 休憩という声が多いようでありますので、それでは休憩をとりたいと思います。次は、1時に開会をいたしますので1時までを休憩といたします。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午前 13 時 00 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に 10 番、田中邦利君の質問を許します。

10 田中 質問事項 1、新町長の小中学校適正配置の考え方について質問します。

第一問。土屋町長、月並みではありますが、わたくしも、まず、御当選おめでとうございます。議員出身の町長は旧設楽町の「関谷晃さん」以来久しぶりで、かつての同僚議員として、町政発展に議員経験を生かして活躍されることを期待します。

私は、関谷晃さん、後藤米治さん、加藤和年さん、横山光明さん 4 人の町長の中で、議会活動を行ってきましたが、今回、5 人目となる土屋浩町長のもとで議会活動を行うことになりました。田中邦利と申しますが、よろしくお願ひします。確かな野党として頑張ります。

過去、対峙してきた 4 人の町長さん、町政ビジョンを描き、それぞれのカラーを発揮して実績を残されました。いま、振り返るとそれぞれの方が、その時、その時の情勢に対応して特徴ある町政を展開したなど感じています。新町長はどのような町長像を描いて町政を進めるのでしょうか。

「今を一生懸命に生きていくことが、現代を生きる者の役割」という自身の信条からすれば、町長においては、目の前の課題解決に力を尽くし、先送りにしないという決意で町政を進めていく。それが土屋町政のカラーになるということでしょうか。奇しくも、12 月初旬 7 日から教育振興基本計画（小中学校適正配置等）の住民説明会が近づいています。住民との対話を重視する土屋町政の試金石であり、本格始動の発射のベルが鳴っています。

町長は、小中学校適正配置問題についても、今申し上げましたような姿勢で臨まれると思いますので、令和 2 年 5 月提出された「適正配置検討委員会の提言」に沿って、町長の見解をお尋ねします。

1、小中学校の適正配置、町の教育環境について議会の中で一番熱心に取り組んできたのが議員時代の土屋町長であったということは、議員皆が認める場所です。町長は、適正配置について、端的に言って何中何小を目指しますか。お答えください。

わたくし、1 問 1 答形式で質問しますので、以降は質問席で行いますのでよろしくお願ひいたします。

町長 自らのお答えを、ということでもありますので、私からお答えをさせていただきます

ます。

先ほどの金田敏行議員の質問にもありましたが、端的に言って、1中4小を目指して進めております。

- 10 田中 先ほどもはっきり町長がそういう答弁をされました。もう1回確認をしますが、それはずっと1中4小を貫徹して、これからのいろいろな教育行政に臨まれるのか、あるいは住民の反発が強い場合にもそれは貫き通すという決意でおられるのかお聞きします。

町長 1中4小の方向を示すに至ったのは、今後見込まれる児童・生徒の減少の中でいかに子供たちが適切な教育環境の中で学ぶことができるかということを考えてのことです。少人数ならではの丁寧な指導ができるというメリットがあっても、集団の中での学びの大切さや思春期の気持ちを相談できる仲間がいる環境など、学校のあり方を見直していかなければ失ってしまうかもしれない貴重な場を残すため、提供するための苦渋の決断であります。

住民との懇談をしっかりとすることです。住民懇談会の中で現状維持も含め、様々な御意見や考え方が出されるかもしれませんが、いかなる方向性になろうとも適正配置検討委員会の提言にある「地域における話合いの機会の確保」、「地域特性への配慮」、「通学手段の確保」、「教育方策の検討」、「情報の公開」といった各要請事項に応える形で進めていくことは言うまでもありません。

そして、住民の皆様の様々な声を集約させていただき、一つの方向性を出していくこととなりますが、もしそれが町の示す案とは異なるものであっても多数の声であるのであれば、それが今の地域の望んでいるところであるという認識をもって進めてまいります。

- 10 田中 極常識的なお答えをいただいたと思うのですね。私も1中4小と答えるのかなと思ってお聞きしたのですが。先ほど私の同僚議員が先に質問してしまいました、1中4小の答えを引き出しました。

その前提に立って私、次の質問は、今町長が言われるように、わたくしは住民が望めばどの学校も残すべきだと考えます。学校は地域、校区のコミュニティー、活性化の核であり、若者の移住定住にも不可欠であり、また、教職員の雇用の場としても貴重な存在だと思っています。町長、教育委員会の見解はどうでしょうか。これは答えなくても結構です。

確認のために聞きますが、小規模校、中規模校、それぞれ何学級数以上で、そこから算出される最少の児童者数は何人になりますでしょうか。

それから、過小規模校とはどういう定義の学校でしょうか。児童生徒数が何人以下だと過小規模校になるのでしょうか。そして、提言で言っている過小規模校は当町の小中で何校あるのかお尋ねします。

- 町長 まず、過小規模校とは、文部科学省が定める、小学校で5学級以下。中学校で2学級以下の複式学級を有する学校の中でも、複式学級が続き、相互に学び合う

活動が困難と見込まれる学校を指します。本町では、清嶺小学校と田峯小学校の2校になります。

ちなみに、11学級以下の小中学校は小規模校とされ、本町では7校全てが該当をします。そのような状況です。

10 田中 で、1中4小の統合がなつたとしまして、先ほども同僚議員の質問でもありましたが、それでも過小規模校が残っていくのではないかとはいいますが、その点は今後また過小規模校の統廃合を検討するということで進んでいくのでしょうか。

それからもう1点は、文部科学省の定義にはないかと思うのですが、極小規模学校とはどういう学校なのか教えてください。

町長 極小規模学校については、教育委員会のほうでお答えをしますけれども、今後極小規模校に移行するという想定はされておりますので、今いただいております提言の中にありますとおり、そのような状況になったときには早急に進めてまいりたいと考えております。

教育長 特に極小規模学校というのは定義はないというのは、御発言のとおりです。

町においても極小規模学校という表現は使っておりません。過小規模校ということでやっております。

10 田中 全国に過小規模校というのはたくさんあると思いますが、一番少ない過小規模校は何人でしょうか。

教育長 申し訳ありません、そこまで把握しておりません。

10 田中 すみません、自分で答えますけれども1人。離島ですとか山間、もっとへき地で1人。あるいは0人という所があります。一時閉鎖というか。ということで、先ほど私申し上げましたように、そういうところもありますから、基本的には住民が望めばこれは残していくべきではないかと思えます。

それから、今度は適正化検討委員会の提言の提言文書の構成ですが、「学校の適正配置に関する提言」と、それを進めるに当たっての「要請事項」の2本立てになっていますよね。前者では、過小規模校の統廃合検討や学校配置の全町的なバランス考慮など4項目が挙げられています。

極小、小規模の学校について否定的な意見もありますが、工夫次第で存続が可能だと。だから、提言の後者では、学校が持つ地域への役割を十分理解し、慎重に進めると。それから児童生徒数の多少だけでなく、小規模校の利点や地域との共働などを考慮するといっています。

これは、前者と後者でとても難しい交通整理が必要になってくると思えます。適正配置を進めるに当たっての「要請事項」を尊重すればするほど、現状維持の結論にもなりかねないですが、その場合は、多少さっき町長からも答弁があったと思うのですが、その場合は良として、これに追認されるのでしょうか。お答えください。

町長 基本的には提言に沿っておりますけれども、基となるものは子供を育てる親の

皆さん、地域の皆さんのお声をアンケートをとってお聞きをした結果を踏まえて今の状況が出来上がっていると思っておりますので、このまま進めてまいります。先ほど申しましたとおり、皆さんの声が、今町が示す方向と違っているのであれば、それは今皆さんが望まれることでもありますので、そのときにまた考えてまいりたいと思っております。

10 田中　そもそも、この提言は、現学校数の存続か否かの議論に中心があって、町長が言う教育環境の向上には目がいていないきらいがあります。そのままでは、教育懇談会を開いてもあまり盛り上がらないのではないかと思います。そこで、住民がどのような教育環境の向上を実現してほしいか、意見をよく聞き、住民の声を摂取して、教育振興計画の住民説明会を前向きな、希望の持てる会合にする必要があると思います。これは町長、十分心得ておられるかと思うのですがどうでしょうか。町長のお答えと抱負をお聞きします。

町長　提言では、望ましい学校の配置の要件の項目の中に、「教育環境の向上」、「理想的な学校規模」、「適正な教育環境」の3点が挙げられております。これらの要件により、高い次元で築いていくための方法として、現在の学校数をいかにするかの議論に至っています。

先ほども申し上げましたとおり、子供たちが安心をして十分に学ぶことのできる環境を整えることが第一と考えておりますので、住民の皆さんの声をきちんとお聞きした上で進めてまいります。

10 田中　その場合に、そうすると議題は適正配置だけだというふうになるのではないのでしょうか。やはり、住民が聞きたいのはこれからの地元の学校をどういう楽しいものにしていくのか、子供の教育を充実したものにしてもらえるかということに関心の大半は向いていると思うのですが、その点についての議題提起というのはないのでしょうか。

町長　金田議員の質問の折にもお答えをしましたが、「設楽町教育振興基本計画」の中の「小中学校適正配置」という項目があるということでもあります。来週7日から行う住民説明会は、この基本計画全体の説明ということでもありますので、これだけということではありません。

10 田中　そうすると、学校適正配置以外に、町長がこれをやりたいのです、これをやりますよというような、住民を引きつける目玉はないのですか。

町長　これは、私の就任前に学校総合教育会議というものの中で教育委員の皆さんと、町長、そして教育長の出席の下、皆さんで議論をされて策定がされていると承知をしております。私が町長となったときにこの方針で進めていいのかということをお問われましたので、この方針に沿って進めていただく、そして住民の皆さんの声はきちんとお聞きをしてくださいということをお申し添えましたので、その方向で進めてまいります。

10 田中　聞くだけではなくて、こちらから提案をしていかなければいけないと思います。

次に、質問事項2に写ります。町長ありがとうございました。

町民の高血糖値傾向への対策について質問します。

第1問ですが、糖尿病は、喉の渇き、尿量の増加、倦怠感、体重減少などの症状が現れることもありますが、多くは自覚症状がないとされています。そして、血糖値が高い状態が続き、網膜症、腎不全、末梢神経障害など、いわゆる「三大合併症」を引き起こし、最終的には、失明、人工透析、足の切断など、日常生活に大きな支障をきたす深刻な事態に陥っていきます。心筋梗塞や脳卒中などの発症リスクも高くなります。

設楽町は血糖値の高い人の割合が高く、糖尿病の医療費も多くなっていることから、町と関係部署は、糖尿病発症と重症化の予防に取り組んできました。それらを踏まえて次の点についてお尋ねします。

1、御存じのように、いわゆる血糖値は血液中のブドウ糖の量の値、ミリグラム・パー・ミリリットル (mg/ml) で表されます。これに対し、ヘモグロビンエーワンシー (HbA1c) はヘモグロビンA (HbA) に血液中のブドウ糖が結合して離れなくなったもので、血液中の割合が%で表されます。いわゆる血糖値は食前食後で異なり、ヘモグロビンエーワンシー (HbA1c) の値はいつ計っても一定です。保健指導ではHbA1cの値が目安となっているようです。ヘモグロビンエーワンシー (HbA1c) の基準値は4.6から6.2とされていますが、4.6から5.6が正常値だといえます。

これまで、町民の血糖値は高いとしばしば指摘されてきましたが、その傾向は続いているのでしょうか。どのようになっているのか、数値的にお示しください。また、高いなりに改善はないのでしょうか。血糖値の高い人の割合が高いと長年いわれてきましたが、高いことの原因は解明されているのでしょうか。

以上お尋ねします。

保健福祉センター所長 それでは、田中議員の質問にお答えしたいと思います。

田中議員が今おっしゃられましたように、血糖値を表す数値には、空腹時血糖、随時血糖、ヘモグロビンエーワンシー (HbA1c) がありますけれども、血糖の平均的な状態を反映するヘモグロビンエーワンシー (HbA1c) の数値を使用して比較していきますのでよろしくお願いいたします。

設楽町は愛知県と比較して男女ともにヘモグロビンエーワンシー (HbA1c) が基準値を超える人の割合が高いです。若い世代の40歳代から基準値を超える人が多いのが特徴です。また、特定保健指導該当者は愛知県平均よりも低いにもかかわらず、非肥満高血糖の割合が高いのが特徴となっております。特に、女性の60歳代からの高血糖の方の割合が多くなっております。

ヘモグロビンエーワンシー (HbA1c) の有所見者の推移につきましては、平成29年度が87%、令和2年が65.3、令和3年の春の健診では81.3となっております。令和2年の数値が低いことにつきましては、コロナの関係で健診が中止になったことにより、受信者が大幅に減っているためです。5年前の平成29年と比較

すると有所見者の割合は減少してきています。

原因につきましては、健診の間診項目によると、1日30分以上の運動習慣のある人の割合は34.8%と、愛知県平均より低く、毎日間食を毎日とる人の割合は83.8%で愛知県平均よりわずかに高くなっております。また、1日の飲酒量をみますと、2から3合の多量飲酒の割合が高くなっておりまして、これらの生活習慣が糖尿などの生活習慣病に影響がある可能性があります。

以上です。

10 田中 要するに酒の飲み過ぎが血糖値を高くしていると。甘いものはあまり影響していないと、こういうことです。

もう少し詳しくお聞きしたいのですが、ヘモグロビンエーワンシー (HbA1c) に、正常、要注意、糖尿病の可能性あり、糖尿病が強く疑われるという区分で統計をとりますよね。その数値はどうなっているのでしょうか。比較がいただければありがたいですが。単年度でも結構です。

保健福祉センター所長 危険度具合別の数値を持ちあわせておりませんので、今お答えすることは難しいです。

10 田中 数字はあると理解してよろしいでしょうか。ちなみに、正常値がヘモグロビンエーワンシー (HbA1c) で5.6%未満、治療対策が必要で、糖尿病が強く疑われるのが6.5%以上ですね。その間に要注意と可能性ありという分類をされておりますが、その数値はまた改めてお聞きをしたいと思います。

次の質問です。

設楽町は、町民の健康増進を図るため、住民基本健診や特定検診、生活習慣病予防、特定保健指導事業などに取り組んできました。

したら保健福祉センターは、糖尿病の重症化リスクの高い人には医療機関の受診を勧めたり、保健指導を行ったりして発症や重症化を止めるための取組をしましたが、町民の高血糖傾向は多少改善がみられるわけですが、依然として続いて、保健衛生上の課題となっていると思います。

高血糖と発症予防の取組について、もう少し詳しい内容とその成果について質問します。

保健福祉センター所長 平成20年4月に、高齢者の医療の確保に関する法律で、保険者に対しまして、内臓脂肪の蓄積に起因した生活習慣病に関する健康診査(特定健診)及び特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)の実施が義務付けられました。

毎年実施している集団健診の受診率は50%を超えておりまして、愛知県よりも高い数値となっております。

保健センターでは、特定保健指導の該当者に加えまして、平成27年度からは非肥満高血糖の方への結果説明会も同時に実施しております。

これらの成果としては、生活習慣改善の意欲なしという質問に対しまして、平成25年は34.4%でしたけれども、令和3年の春の健診では25.4%に減少しまし

て、取組済み6か月以上という質問に対しましては、19.8%から25.4%と増加しております。この25.4%という数値は、愛知県平均よりも高い数値となっております。生活習慣の改善に対する意識が高まってきていると言えます。

令和2年度からは、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施しております。健診結果で高血糖で医療機関未受診の方を対象に、医療機関と連携し医師の指示のもと食事と運動のサポートを行っています。また、広報紙への掲載のほか、したら健康情報ステーションとして、設楽町内の公共施設、医療機関、郵便局、商店など21か所に糖尿病予防のチラシを設置したり、住民健診の受診者や保育園児を迎えに来る保護者にチラシを配布したりすることで、糖尿病予防の啓発を図っております。

以上です。

10 田中 努力されていることが伝わってきます。

第3問です。新潟県「魚沼地域糖尿病連携プロジェクト8」は少し古い取組ですが、既に全国に広がっている可能性もありますが、ヘモグロビンエーワンシー(HbA1c)8%未満を合言葉に、地域全体で糖尿病をコントロールする取組をしています。魚沼医療圏は5万人だそうですが、この5万人を対象に事業をスタートさせ、密な病診連携を基盤に、自分たちの手で医療資源を有効活用する糖尿病総合対策を進めて確かな成果を上げています。

担当課、保健福祉センターはこの「魚沼糖尿病連携プロジェクト8」についてはどのような認識でしょうか。そこで成果を上げているとすれば設楽町とはどこが違うのか、くみ取るべき教訓は何かをお示してください。

保健福祉センター所長 新潟県魚沼地域におけるプロジェクトにつきましては、糖尿病治療中の方の専門医とかかりつけ医との連携で統一アプローチを行うことで血糖コントロール不良者を減らす取組だと認識しております。

設楽町では、先ほど申しましたように、医療機関を未受診で、糖尿病の治療を始めている方を対象に医療機関と連携し、医師の指示のもと食事と運動のサポートを行い、症状の重症化を防ぐための取組を行っています。

今後は、町内医療機関との連携だけではなく、豊田市など北部医療圏域を超えた連携も必要となってくることが想定されます。また、魚沼地域において実施されている糖尿病専門医を含めた、患者を取り巻くスタッフの連携はかせないものと考えております。

以上です。

10 田中 プロジェクト8となんで言うかということ、ヘモグロビンエーワンシー(HbA1c)8というのは、合併症を引き起こす境の数字なんだと思います。それを徹底的に、この運動は病院から始まったのです。病院が徹底的に糖尿病をなくそうということで、プロジェクト8ということで、そういう対策に取り組んできたのでそういう命名になっていると思うのですが。聞いてみますとそれだけではない。



地域のいろいろな糖尿病対策にも取り組んでおりまして、それもかなり先進的な取組ではないかなと思いますので、ちょっとここでしばらく時間をいただいて読み上げたいのですが。

プロジェクト8自身につきましては、私として注目をしたのは、専門医、こころへんでいいますと専門病院というのは玖老勢の静厳堂さんと新城の村松さんがいるのですが、その専門医がおられて糖尿病対策への協力体制が圏域として作られていると。それから2人主治医制度というのをとっていると。それぞれの医師の意識差の解消を行っている。医師によってそれぞれ捉え方が違ったのを統一しようと、認識を統一しようと。

それから、ヘモグロビンエーワンシー（HbA1c）にそれぞれの人が全員関心を持つ宣伝。関係者がそういう宣伝や仕組み作りをやっていると。それから地域医療学校を開催していると。などでありました。

また、圏域内の圏域内のある自治体では、糖尿病患者の重症化予防と糖尿病予防の普及啓発を目指して、平成13年度から地域の関係者との協働による実行委員会を作って予防活動や啓発活動を実施しているそうです。

その活動の1つは、「事業所を元気に！健康管理の工夫セミナー」ということで職域対策に取り組んでいると。

2つは、啓発活動。糖尿病の予防と悪化防止のために、働き盛り世代で糖尿病が疑われる方の割合は地域で約4人に1人なんです、ということを知り徹底していると。それから、日常生活でのスモールチェンジ——すぐに始められ、継続しやすい、わずかな行動で、糖尿病などの生活習慣病の予防を目指そう、という啓発などを行っている。

3つは、糖尿病予防ワークショップということで、毎年秋に、糖尿病の方、糖尿病患者さんが家族や身近にいる方、保健・医療・介護・福祉等の関係者の方、その他内容に興味のある方などに対して、「糖尿病予防ワークショップ」というイベントを実施しています。

4つは、世界糖尿病デー啓発事業ということで、毎年11月14日、国際連合が定めた「世界糖尿病デー」で、糖尿病の予防と治療について啓発するため、東京タワーや鎌倉大仏等の名所旧跡がシンボルカラーの青にライトアップされますが、その地区では、平成26年度より啓発のための青いのぼり旗を作成して、医療機関・運動施設・行政等関係各所で1か月間掲示をしているということですが、こういうことについてはいかがでしょうか。どんなふうな受け止めでしょうか。

保健福祉センター所長 魚沼地域での取組につきましては、かかりつけ医と専門医の間での8パーセントの捉え方ですとか、数値に対するこれくらいでいいだろうというところの違いをなくすために連携をしているというところは多少理解しております。

今言ったような、地域での連携というところにつきましては、その地域では、

例えば住民の方が薬剤師に質問をしようが、看護師さんに質問をしようが、全てが同じ内容というか、統一で返事が返ってきて、皆さんで意識が統一されているという点がすごいことだと思っております。先ほど田中議員の言われました、糖尿病デーのシンボルカラーの点灯とかいろいろな啓発につきましては、設楽町では先ほども言いましたような健康情報ステーションという形ではPRをしておりますけれども、今後このような糖尿病デーのようなところを活用しながら幅広く啓発をしていきたいと思っております。

10 田中 最後の質問であります。

毎年度、予算決算で血糖値、糖尿病対策の課題が上げられます。コロナワクチン接種、住民健診、自殺対策などで成果を上げてきた保健福祉センターが、この高血糖者の減少、糖尿病予防についても引き続き進めていくということではありますが、今後の実効性ある方策は、今やっている対策をそのまま続けるのか、さらに推進をしていくのか、その点をお聞きします。

保健福祉センター所長 今後の方策というところですが、長年の生活習慣をすぐに改善するということは大変難しいことだと思っております。高血糖者の減少、糖尿病予防に向けまして、現在行っている非肥満高血糖者への結果説明の継続するなど、早い段階での生活習慣病重症化リスクを意識していただきまして、行動変容に繋がるアプローチを行いまして、御自身でも健康管理に心がけていただく体制が重要と考えております。また、国民健康保険のレセプト分析など、地域の健康課題への対策と評価をしまして、「いきいきしたら計画第2次計画」の基本理念でもあります「めざさまい、ずーっと健康いきいきしたら」を目指しまして、職場、地域、学校において健康づくりの連携を広めまして、町民の方の健康寿命の延伸に努めていきたいと思っております。

10 田中 最後の最後でありますけれども、町長にお伺いしますが、ただいま保健福祉センター所長が言われるように、取組をいっそう発展させていくということではありますが、ぜひ町長のほうから、そういうバックアップというか、指導というか、予算付け、体制的にもバックアップをするというようなことをお考えでしたらその点を示していただきたいと。

町長 まちづくりの基本は、住民の皆さんが健康で毎日楽しみを持って暮らしをいただくことが私は基本だと思っております。コロナという状況でいろんなことが止まってしまっているという状況にありますけれども、皆さんが健康で暮らしをいただけますよう福祉センターのほうの事業もしっかりと取り組んでまいりますし、毎日楽しくという部分におきましては、またいろんな活動を再開をしていただけるようサポート体制を整えて進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

10 田中 以上で質問を終わります。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

議長 次に、7番金田文子君の質問を許します。

7金田 町長さん、副町長さん、教育長さん、町民課長さん、企画ダム対策課長さん御栄進、御当選おめでとうございます。頑張ってください。楽しみにしております。二元代表制をきちんとできるように頑張りたいと思います。お願いします。

7番金田文子です。議長のお許しをいただきましたので、通告しました2点について質します。

1点目は、町長の所信表明から、住民との対話の問題についてです。

少子高齢化問題は日本中の課題です。有史以来の、そして世界に先駆けて人口が減少する日本です。人口は、政策策定の基本数値でありますので、設楽町の少子化、高齢化の現在を資料1にまとめてみました。住民基本台帳の数値及び介護保険関係のヒアリングを基にしました。御参照ください。

設楽町の少子高齢化は、国全体の予想レベルを大きく超えています。実態を冷静に受け止めて、町民の皆様とともに望ましい未来の姿をクリアに明晰にするときです。「この町に一番必要なことは住民の皆さんとの対話である」と、住民と膝を突き合わせて10年後の町の姿を考えると町長のお考えに大いに共感するものです。それは、10年後の望ましい姿に向かって確実に進むための方法であるバックキャスティング——図を参照してください。バックキャストしていくために、本当に重要なことだからです。

町長は、住民との懇談会を町内4地区での開催を改め、行政区単位で実施する、さらにいろいろな形も検討するとおっしゃっています。

そこで、①10年後の望ましい姿を明示できるようにするためのスケジュールと方法を伺います。

②行財政運営のキャスティングボードは、政策を策定する行政職員が握っています。職員が業務に取り組む姿勢について、どのような指導をしておられるのか伺います。

2点目は、学校の適正配置についての問題です。

「設楽町教育振興計画（学校の適正配置等）住民説明会」の開催が通知されました。同計画の案の策定作業は、前教育長時代から続いており、本年2月から3月にかけて清嶺保育園、田峯小、清嶺小、津具中、津具小の保護者説明会、また非公式ながら、子どもセンターで子育てサークル等から保護者の意見を聴取しました。会議録を閲覧したところ、数多くの意見が記録されています。教育委員会の意向は、先ほどから何度も発表されていますが、1中4小学校、最短で令和6年のスタートという数字が読み取れました。

保護者の方々は、自分の子供さんや各校区の実態を踏まえて発言されているのですが、客観的な事実である児童数の推移を把握されているのかが気になりました。

そこで、資料2を作りました。令和3年11月10日現在とありますのは、4月

1日現在で住民基本台帳に登録されている児童の満年齢で計算したものです。令和3年度の出生児童数はまだ確定していませんので記入していませんが、ちなみに11月末では、後ろの表の一番上の段に入れていただくといいと思いますが、田口小校区5人、清嶺小校区2人、田峯小校区0人、名倉小校区4人、津具小校区3人となっています。

実態は既に1小学校が適正規模と推察されました。その根拠は、文部科学省発行の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き（平成27年1月27日）」のもので、「学校規模の適正化に関する基本的な考え方」の項に「教育的な観点」というのがありまして、私が既に1中1小の範ちゅうにあるのではないかと考えました拠り所です。

令和6年時点での1学年の平均児童数は、田峯小では1人を割り、清嶺小は3人を割ります。両校統合しても、1学年平均3人程度です。最大規模の田口小学校区においても児童数減少が著しくて、令和6年で1学年平均8人を割り、すぐ2年後の令和8年には6人を割る状態になります。現1年生が4年生になる時には複式学級相当になることが明らかです。

4小学校に統合してもすぐに再編を考えなければならない局面を迎えることを考えると、現段階では、田峯小・清嶺小・田口小の3小学校統合が合理的だと私には考えられました。

よって、以下を質問します。

①12月7日から田口地区から順次開催される「設楽町教育振興計画（学校の適正配置等）住民説明会」の目的は何ですか、また参加者に提供される資料は何ですか。

②現方針（1中4小、令和6年スタート）が本計画発表までに変更される可能性はあるのでしょうか。

③本計画の発表はいつですか。また、意見がとおらなかった方の納得を得る説明はどのように行うのでしょうか。

④前教育長は、「最終的な理想は1中1小、子供たちに影響が出ていることを意識し、とにかくスピーディに進めていきたい」と、令和3年2月17日、田峯小・清嶺保育園の意見聴取の時に保護者8名に述べています。この方針に変わりありませんか。

以上で1回目の質問を終わります。なお、同僚議員から重ねて同じ主旨の質問が出ていると思いますので、同僚議員への回答と重複する部分は、どこで回答なさったか示していただいた上で割愛してください。

以上で1回目の質問を終わります。

町長 それでは最初の住民との対話の問題について、私のほうからお答えをします。

基本的には金田敏行さん、今までの皆さんに御答弁をしたことと同じであります。

将来を見据えたときに考えていかなければならない問題は、たくさんあります。

今言われる子供の減少による学校の配置問題、消防団員の減少による消防活動の問題、ほかにもいろいろあります。これらは、今すぐに望ましい姿として示せないものもありますので、住民の皆さんに御相談をし、御意向を聞く中で共に考え進めていきたいと考えております。

また、この町の10年後をきちんと考えていく上には、財政計画を踏まえた上で、何を選択しどう進んでいくのかという、集中と選択というようなことも必要だと考えておりますので、スケジュールも含めて、住民の皆様の声を聞き、遅れることなくこれもスピーディーに対応していきたいと思っております。

2番目の質問でありますけれども、行財政運営は、行政職員も重要ですが、私も含め、職員全体で進めていくことだと思っております。進めていくに当たりましては、議員の皆様とも相談をしながら進めていくことになると思います。

私は、自分のなりわいとして商売もしておりましたし、議員の経験もあります。議員の時に役場の職員の皆さんがここで提示をされることについて違和感があったものもありますので、その感覚はきちんと大事に持って、まず自分が納得をしていきたい、納得をした上には職員の皆さんに思い切ってやっていただきたいというお話をさせていただきました。これからは職員それぞれが町の財政ということもきちんと考慮した上で優先順をきちんとつけ、進める手法についても、良いことも悪いことも十分議論をした上で最善な方法を検討してほしいという指導をしております。

以上です。

教育長 それでは、学校適正配置の問題について、私のほうからお答えしたいと思います。

①来週から始まる住民説明会の目的は何か。参加者に提供される資料は何か。というお尋ねがありました。

まず、住民説明会の目的は、大前提として教育大綱が令和2年度で終わっております。そのために教育振興基本計画を令和3年当初から適応したいということで、前教育長さんを先頭に作業を進めていたのですが、コロナ禍ということでなかなか住民説明会ができずにちょっとずれてしまったという状況がありまして、まずはその基本計画を小学校区単位の地域の皆さんにお伝えして、皆さんの御意見を伺うというのが目的です。

その中の最重点課題として小中学校の適正配置で、先ほどから出ています1中4小に至った経緯とかそういうことを説明をして、まず皆さんにこの考え方を御理解していただくと同時に御意見を伺って基本計画のほうに反映させるということが目的です。

そのときに提示する資料なのですが、基本計画の案とスケジュール、それから小中学校の現在の児童数等分かる資料を出したいと思っております。

次に、現方針、1中4小、6年スタートというのが変更される可能性はどうかということなのですが、これも先ほどから町長がお伝えしているとおおり、皆さん

の御意見を伺った上で、町の方針と異なるものが意見が多数になれば、またそこで改めて、先ほど議員がおっしゃったような、例えば1中3小だとかそういうことも踏まえて検討をしていくことになります。

3番目、本計画の発表はいつか。また意見がとおらなかった方の納得を得る説明はどのように行うかというお尋ねでした。

計画の発表は、順調にいくと来週からの説明会、それからパブリックコメントを経て皆さんの意見を現計画案に反映させて、それを町長が開催いたします総合教育会議のほうに諮ってまずまとめます。そこでそのあと2月の議会全員協議会にもお諮りして、そこでいいのではないかということになれば、令和3年度末に公表する運びになりますが、説明会とかパブリックコメントのほうで皆さんの御意見がいろいろ分かれてしまうようなことがあれば、またそこで調整作業に入りますので、年度を越してしまうということは十分あり得ます。

納得されなかった方に対するの説明ですが、教育委員会としては何度も地区等に足を運んで、またお話し合いをしたいと考えております。

次、後藤前教育長が、「最終的な理想は1中1小」ということを掲げておられたということなのですが、基本的に私もこの考えに変わりはありません。ただ、地域に1つの小学校を残して当面は運営をするという考えで、いきなり1中1小という考えはありません。ただし、4つ小学校を残すということであれば、今の国・県が進めているコミュニティースクールということは今設楽町は取り組んでいないのですが、それに取り組んで地域が学校の運営に関わっていくという、そういうやり方を、前にいた町民課だと地域行政とか地域包括ケアというのと内容は似ているのですが、そういったことにも取り組みながら、状況を見てまた1中1小の議論をしたいと考えております。

以上です。

- 7 金田(文) 御答弁ありがとうございました。同僚議員の答弁でほぼ分かっていたのですが、それからさらにコミュニティースクールとか、少し教育計画の内容にわたることも話していただけたので分かります。考え方の筋は全く賛成です。全く賛成なのですが、現在設楽町は平成28年3月に人口ビジョン、名古屋大学の先生方が計算してくださったものがありますよね、あれとちょっと比較をしてみましたら、これは移住者が10人来たら人口を保てるよということが出ているものだったのですが、実際問題、この一番下位の人口が全然増えないラインで進んでいます。10年後の姿ということを考えるときに、中位の数字とか上位の数字とかを希望的に考えていたのですが、現実設楽町の人口は、この人口ビジョンで推計した現状維持シナリオで進んでおります。2040年にはその現状維持シナリオは人口2,500人程度になると見通しされています。小学校在学人数は、ここに出ておりますので、先ほど資料として提供した小学生の人数とか、未就学児の人数とかを当てはめてみると、小学生在学人口は急激な減少がここでも予想されていて、そのとおりに、既に2040年の推計人口に迫ろうとしています。

もちろん小さな村になっても希望が持てる町づくりに英知を集めるのは人です。住民の皆様、とりわけ二十歳前後から64歳くらいまでの現役世代の皆様が町の未来像を共有なすることが急がれます。これは、町長が先ほどからおっしゃっている、「みんなで協働のまち」ということにも繋がっているとだと思いますが。10年後の町を想定するのは、すごくたくさんの範囲、例えば介護のこととか、例えば学校のこととか、例えば公共施設のこととか。すごくたくさんの方がいますので非常に難しく、一人や二人、1つの課とかではできないと思っていますので、行政区単位の全ての方に寄り添ってくださることは本当にありがたいことですが、時間が許せばとても大切な事だと思いますが、それ以上に10年後を生きる、10年後を動かしていく若い世代の女性も男性も、自分事として未来を描き共に行動できる仕組みを作っていただくよう進言します。具体的な事は、先ほどの糖尿病のことも出てきましたがいっぱいあると思いますので、それは町長、副町長だけではできないと思うので、それぞれの課の皆さんが現場をつぶさに観察し、町長がおっしゃる対話の姿勢を各職員、各課の人たちが実に身につけて、町長だけが一人でやるとそういうことではなく、みんなで住民と対話し合うという、そういう方向でいていただきたいなと強く思います。そして、10年後の望ましい姿、そしてそれに向かっていく熱量が生み出せるよう、具体的な手立てを望みます。

行政職員の方々にすごく期待をしているわけですが、設楽町の行政職員の年齢構成が非常に偏っていますよね。人件費がかさむ逆三角形型になっているわけです。それは、統合・合併とかいろいろありましたし、そのような人材の育成計画で来てしまったのでここで今どうすることもできないのですが、今のうちに若い方が少なく、急に若い人たちだけが残った10年後、15年後、20年後に急にやったら若い方たちがパンクしてしまいますので、今のうちに若い職員さんの能力を最大限に引き出して、実務に長け、職務を遂行できるように育ててもらうことが肝要です。それには、中間管理職以上の方々の若い人たちとの向き合い方、それからみんなで話し合っ、余分なことはやらないというのはおかしいけれど、少ない人口の町として絶対やらなければいけないことを絞り込むと、そういったことをみんなでやっていただくことが大事です。役場職員も、共に行動する、少人数だからこそ笑顔で力を合わせる、そんな町民と近い存在になってほしいものです。

ここでもう一度、人材育成について町長の見解をお聞かせください。

それから、学校の適正配置について再質問いたします。……お答えいただいたことでほとんど出ましたのでいいのですが、最終的には1中1小の方向ということは変わらないとおっしゃいました。私は、私の私見ではありますが、地域の実情に合わせて地域の学校を残すとかそういうことも皆さんの意見が多ければそれはそれでいいのですが、現実には地域の皆さんも、職員も議員もみんな冷静に数字を、子供たちの数をちゃんと見ないといけないなと思います、クールに。先ほ

ど出てきたたった1人の過小規模校とかそういうような地域ではないので。バスで通えるし、そういうことも考えると本当にどうなのかなど。地域に学校があれば活性化するといったら、今までだってなっていたはずです。今までだってずっとあったのだからなっていたはずです。でも、それができないくらいのところに来ているので、ここでは本当に発想の転換をしなくてははいけないと思います。

今度の、適正配置の事を含む教育計画の説明会に対しても、すごい真剣に保護者の方々が組織だって考えていらっしゃると思います。前は個別のポツポツした悩み、うちの子は女の子の同級生がいないんだとか、うちの子1人なんだとかいう、ポツポツした個人の悩みだったのですが、組織だってみんなで深く考えているようなことになっていますので、ぜひぜひよく保護者の方々、地域の方々のお考えをしっかりと聞きくださり、うまくコーディネートしてもらって合意形成が図れるような会にしていきたいなということを強く願います。

町長も教育長も答えてくださったように、出た御意見については大切に扱うということでしたので、ぜひ町民の皆さん、参加者の皆さんが納得できるような方法で説明会を。今までのような単なる説明会で終わるのではなく、「計画を作る前のアライバイ作りの説明会でないか、行ったらつまらないから行かない」と、そういう感想が出ないように、頑張っていたきたいと思います。

1個だけ疑問に思う事があるので最後にお聞きします。

実は、会議録とかをみると、設楽町立小中学校適正配置検討委員会の会議なのですが、平成17年10月1日ですから、合併した時ですかね、条例94号に、設楽町小学校統合問題検討委員会条例というのがあって、その第1条に、「町に清嶺地区小学校統合問題検討委員会を置く」という条項がありますが、これは、設楽町立小中学校適正配置検討委員会に置き換わったのか、それとも全く別の新しい組織ができていいのか、その辺がちょっと分からないなと思いましたので。最終的には町長や教育総合会議が結成して、また2月に私たちに教えてくださいということでしたけれども、その辺はどうなのでしょうかとお願いしたので、分かりましたらお答えください。

教育長 最後の条例の関係のことですけれども、おそらくなんですけれども、当時合併した時というのは、旧設楽町のほうで豊邦とか三都橋とかを含めた清嶺地区の合併というのがあって、そういうものが残っておって、そのまま廃止とかはせずに残っておる状態だと思っています。ですので今は、小学校適正配置のほうで作業というか事務は進めておりますので、そういう状態だと思っています。

7 金田(文) 町長の人材育成についてのお考えを。

町長 人材育成ということでありましてけれども、先ほども申しましたけれども、一緒に考えていくことが基本であります。先ほど議員もおっしゃられましたけれども、住民の皆さんがどんなことを考えてみえるのか。10年後にどんな自分の将来の姿を描いてみえるのかというところを、職員も含めて共に把握をしていきたいと思っています。ただ、10人いますと、考え方は10通りありますので、その中でど



のように選んでいくのかということになってきます。今、将来に向けて職員に事業の中で洗い出しをしてくださいというお願いをしました。それは職員の皆さんにも将来の財政という意識を持っていただきたいという思いがあったのでそういうお願いをしました。そして、私は出てきてからすぐにするというようなことは思っていませんので、それを基礎として、住民の皆さんにきちんと説明をしたのちに皆さんのお声を聞く中で判断をしていきたいと思っております。

そういう意味で、職員の皆さんにも財政の意識をきちんと持って住民の皆さんのニーズが大方どこにあるのかという判断をきちんとしていけるような教育をしていきたいと思っております。

以上です。

7 金田(文) ありがとうございます。職員の皆さんが会議室にいたり、デスクワークをやっているのではなくて、町の現場の中にそれぞれの担当している現場の中に入っていてと住民とすごく近い関係が作れると思います。

実は、私は障害をお持ちのお子さんをお持ちのお母さんたちと将来の居場所について考えたりしているグループに所属しているのですが、先日は産業課の若い職員さんが県の方とか専門の方を呼んでくださって、いろんなことを指導していただきました。そうすると、ものすごく近い存在になり、尊敬し、すばらしい職員さんだなど思うようになります。そういうような、現場の人たちの所にぜひ寄っていくとか、車座の対話を庁舎だけではなくて職員の皆さんが現場の皆さんとやっていただくというふうに、ぜひ進んでいていただきたいと、心から願い、応援いたします。

平成17年に既にこういう条例があったということは、将来を見据えて検討をしようという考え方があったのだと思いますので、児童数の激しい減少が起こってしまった、人口ビジョンのときに指摘されていたこともちょっと心にとめずに先送りしていた感は否めません。何よりも子供たちの成長にとって必要な教育的な観点をまず優先していただきたいと。私はほかの議員の提案とは違いますが、地域に配慮をしてということ以上に、子供たちの教育的な環境についての配慮をまず最優先にしていきたいなということをお願いしておきます。

適正化に関する文科省手引きのところから一部読みます。「単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に着ける」というようなことが書いてありますので。そういうことを考えると、やっぱり2人や3人の数はちょっと少なすぎるのではないかな、集まらない地域ならば別ですが、集まれる所だったら、そういう考え方もあるということを検討の中に入れていただき、保護者の方々と話し合っていたいただきたいということをお願いして質問を終わります。

議長 金田文子議員にお願いをいたします。通告に従った適切な質問をまずしていただいて、執行部が答えやすい質問を投げかけていただきたいと。

7 金田(文) 具体的にはどういう。

議長 要は、本人の考えは……。あとでレクチャーします。要は、非常にお聞きしているだけで、質問ではありませんので執行部が答えづらい。何を質問したいかしっかり。それに対する説明はつけていただいで結構です。説明ではなくて質問をしていただきたいと。

これで、金田文子議員の質問を終わります。

---

議長 続きまして、8 番高森陽一郎君の質問を許します。

8 高森 失礼します。ただいま議長のお許しをいただきましたので質問に入らせていただきます。

その前に、議運の委員長と議長から質問内容に不備の点があると指摘されたので、議長よりこの議場で口頭で訂正をしてよろしいと許可をいただき、させていただきますので、協力をお願いします。

まず、第1 ページの表題です。質問事項第1、「投票所の統廃合による新方式で実施された11月」は、「10月」の誤りでございますので、訂正を御願ひします。「国政及び、町議会」の町議会の前に「町長選挙」が入ります。そして、「町議会議員選挙」となっております。このページはオッケーですので次のページにいきます。

一般質問説明書の件名は、さっきのように訂正を御願ひします。「10月」と「町長選挙」を入れていただきます。それから、審査1、2、3の項目、実は「3」が無くて「4」になっていますので、「4」を「3」に訂正いただいで、その3番の「無料タクシー券」の券が「県」になっていますけれども、それをチケットの「券」に修正をお願いします。

最後のページに入ります。2番の1の2、最後から2番目に「心強い味方であるべき保育園」これが、「旧名倉保育園が子どもセンターとして」というような文言に修正をしていただきたいと思ひます。協力をお願いします。

以上でございます。

それでは質問させていただきます。

1、投票所の統廃合による新方式で実施された10月の国政及び町長選挙、町議会選挙の総括について、です。

10月に実施された選挙では、緊急時の対応に振り向ける職員の絶対数不足を避けるためと称して大幅な投票所カットが行われました。名倉の7か所、田口周辺の5か所、清嶺、豊邦地区6か所、津具地区5か所を統廃合して、名倉は名倉小1か所、田口はしたら保健福祉センター1か所、清嶺地区は清嶺小・清嶺保育園・愛厚ホームの3か所、津具地区は津具総合支所1か所の形で集約されて投票が行われました。緊急事態の発生もなく、穏やかな投票日を迎えました。令和元年の参議院選挙では67.64%だったが、今回の選挙の愛知県全体の投票率は54.81%と

なっているが、当町の数字はいくらだったのかお示し願いたい。

1、今回は、町議の補欠選挙も同時に行われたので多少投票率のアップは見込めたと思うが、結果としての数字をどのように捉えているのか説明いただきたい。これは、前の議員と重なりますので御容赦ください。

2、投票日までに期日前移動投票の放送がされていたが、どのような形で何時、何回実施されたのか説明願いたい。松戸、宇連、裏谷、豊邦、三都橋、沖駒地区は、移動投票日を指定して数人で構成された移動班を編成、これはアルバイトでも良いので各地区を巡回して投票していただき、不都合の場合は本署等の期日前投票所へ行っていただくというように拡大運用できないものか。今回の措置で、入院等で不在の者を除き全員に近い投票率が達成されたのかどうか。

3、地域によっては友達同士乗り合わせて投票に出かける場合が多いが、その地域に車の運転免許返納で運転できる人がいない等の事情が分かれば無料タクシー券の支給等の手当、便宜が考えられるがいかがか。地区投票所が細かく設置されたのは、選挙権の行使に当たって個人がその自由意思で投票できるよう行政側が最大の配慮を払ったのが今の自力で投票に出かける仕組みであり、不都合、不便の排除に最大限の配慮がなされるべきと考えるがいかがか。

2点目です。名倉地区の公共施設の有効活用について。

1、名倉地区には公営住宅がなく、新しく入居される移住者にとってすぐに使えて余分な経費のかからない住宅探しは至難の業です。今ポツポツと子育て世代のカップルが入りだしてきています。その数はせいぜい3名から数名です。昔は50人規模の人数がいたから要望はすぐに形になりいろいろな施策が矢継ぎ早に実行されていきました。今生まれている子は1歳半になると保育園に入ります。正式な勤務に入ると、5時退社5時半位にお迎えとなります。キラリンゆたかも若手更新を図りたいようだが、保育園が子供園化して5時半までの延長保育が利用できない厳しい現状に直面しています。1人や2人のために職員の補充はできないのが現実です。このような近未来の若者家庭に、どのようなシステムを使って対処するつもりか未来の絵を示していただきたい。住宅リフォーム補助、水道加入金の補助、延長保育等、具体的な説明をお願いします。

2、今、旧名倉保育園の園庭利用が静かに進行しております。危険な建物ということで利用は一切禁じられており、小キャビンを設置して対応していますが、電気、水道、トイレもなく大変不便をしております。雨天の時は農村体育館を予約して緊急避難できるように手配しておりますが、今のところ、私が移住して33年を数えますが、世間の大地震、大災害の報道にも関わらず至って穏やかな名倉高原での生活をエンジョイしております。共働きで生きてゆく核家族には心強い味方であるべき旧名倉保育園が、子供センターとして利用できない現実をどのように変えていくべきとお考えか答弁を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくをお願いします。

総務課長 選挙に関する話でありますので、委員会の書記長の私からお答えをいたし

ます。加藤議員への答弁と重複する部分もありますのでよろしくお願ひいたします。あと、今若干訂正をいただきましたけれども、この通告に基づきまして答弁を作成しておりますので、そのまま回答をさせていただきます。

11月の選挙とおっしゃいましたが、今回の選挙は10月17日に町長選、町議会選挙の補欠も同時に行いましたが、こちらは無投票でありました。また、10月31日に衆議院選挙が行われました。また、清嶺地区の投票所は3か所ではありませんで、清嶺小学校1か所で実施をしております。御承知置きください。

まず、最初に当町の今回の選挙の投票率の御質問がありました。今回の衆議院議員選挙で申しますと、設楽町の投票率は、68.57%です。質問の中に、「町議の補欠選挙が同時に行われたため、投票率がアップ」との話がありましたが、町議会議員につきましては無投票でありましたため、投票率への影響は分析はできません。町長選の投票率につきましては、先ほど加藤議員の質問にも出てまいりましたが、前回選挙より、0.32ポイント低くなっております。衆議院議員選挙につきましては、前回よりも4.7ポイント低くなっています。これについては、前々回の衆議院議員選挙が、期日前投票期間が町長選とダブっていたため、衆議院議員選挙の投票率も町長選に合わせて投票率が高くなったと分析しております。

これらの要因を踏まえて考えますと、全般的には、前回より投票率は少し低くなったと考えられますけれども、大きな変動ではなかったかなと分析しております。投票率低下の原因につきましては、やはり高齢化が大きいのかなという印象を受けておりますけれども、あと、選挙への関心の低下等、その要因ははっきりしません。しかしながら、制度変更により大きく変化したものではないのではないかと分析しております。

2つ目の質問の、臨時期日前投票所の実施方法であります。

2回の選挙とも、投票日の前日、土曜日の午前9時から12時までの3時間、沖駒、神田、豊邦で行いました。同じ日の午後2時から午後5時まで同じく3時間、宇連、裏谷、三都橋で開設いたしております。

利用状況についてです。衆議院議員選挙での例ですが、臨時期日前投票所を設置した地区の有権者数、合計しますと351人に対し、臨時期日前の投票所投票を利用された方は151人。率で言いますと約43%、特に宇連地区は、12人中10人の方が投票をされた。比較的多くの方が臨時期日前投票を利用されたという状況になっております。

3つ目の御質問の、当日の投票に関する移動支援についてお答えいたします。

町長選では、合計9人の移動支援の利用がありました。衆議院議員選挙では、5人の利用です。もう少し大勢の方の申込みがあるかと思込んでいましたけれども、近所の方による協力もあったようで、利用者は比較的少人数でありました。ちなみに、移動支援に関しては、回覧、それから広報無線で案内したほか、町長選では、新型コロナワクチン接種ですとか住民健診で移動支援を利用した実績のある方、合計で119人の方に対し、ダイレクトメールで案内をさせていただいて

おります。

投票所を大きく変更したため、問題点や反省点がたくさん出てくることを想定してはいたけれども、結果は比較的スムーズに変更できたのではないかなと考えております。ただし、今後も必要があれば、改善を検討していきたいと考えております。

以上です。

町民課長 町民課長の村松です。どうぞよろしく申し上げます。

名倉地区の公共施設の有効活用についての質問ですが、保育園に関する質問が主なように思われますので、町民課のほうでお答えさせていただきます。

まず、質問事項1の、延長保育が利用できない厳しい状況に直面しているという質問ですが、保育園の運営時間は午前8時から午後4時までを基本としております。公立保育園での延長保育は午前7時45分から午前8時までと、午後4時から午後6時まで延長保育の利用ができます。

本年度の公立保育園での延長保育の利用状況を申し上げますと、名倉保育園では稲刈りの時期に16時30分までの申込みを1世帯から受けております。津具保育園では、1世帯から毎日16時45分まで、6世帯から16時30分までの延長保育を受けております。清嶺保育園では延長保育の利用はございません。ちなみに、令和元年度にキラリンと一歩の正規職員の方で、16時30分までの延長保育を利用された保護者がいらっしゃいました。その方は、勤務時間を早番勤務とすることで退所時間を早めて、お迎えに来ていただいております。そのようなことから、延長保育が利用できない厳しい状況にはないと思っております。

ただ、例えば、常時午後6時まで延長保育の申込みがあった場合、現在の保育士の数では不足となりますので、その都度、関係部署と検討協議してまいりたいと思っております。

続いて、住宅リフォーム補助ですとか、水道加入補助を例に挙げておりますが、移住者や若者定住、あるいは子育て世代への支援策は、年度初めに暮らしの便利帳として取りまとめたものを各世帯に配布しております。多くの支援策がありますので一度御確認いただければと思います。

質問事項の2ですが、冒頭で訂正が入り、私が用意していた答弁とちょっと内容が変わってしまいましたが、保育園を子どもセンターという表現をされていたので、子どもセンターは現実的にこの役場の横にある子どもセンターしかございません。名倉にはもちろんありませんが、ここの子どもセンターは常時利用が可能ですので、年末年始以外は何かない限り行っておりますので、いつでも利用できるかと思っております。

町民課からは以上です。

8 高森 答弁ありがとうございました。失礼しました。課長さん、質問内容が変わって申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

それでは最初のほうの、1番の町長選挙と町議会選挙についての投票率、これ

は投票所が激減したということがかなり関係すると思って私も質問をしたのですが、先ほどから説明を聞いていると、思ったよりも混乱がなくて想定内の数字の変動じゃないかという気がしたのですが。実は私も一人暮らしのおばさんたち何人か訪ねました。歩いて今まで近くのところへ行ったのが、今度は人をお願いして投票行動をしなければならない、そういう人たちが何人かいましたので聞いたところ、「人に頼んで行ってきたよ、ただただではいかなかったよ」と説明がありました。今まで地区に投票所があればただで行けたのですが、のっけてもらうと多少の出費が出るということを私も聞かされてハッとしたのですが。そういう人たちに、さっき話をされたような移動支援のそういう手段が気軽に利用できるような制度的にはなっていないか。それを一言お願いします。それを1問お願いします。

総務課長 地域の方で御協力をいただいたということ、大変ありがたく思います。町としましても、使い勝手の面で言われたときに思った点はありますけれども、無料で、申込みが必要ですがけれども移動支援を行うということで対応をさせていただいておりますので、そのような方がお見えでしたら、そういう情報も町のほうでもPRしていきますけれども、どうぞ地域でもPRをよろしくお願ひしたいと思ひます。

8 高森 やはり、名倉だとか津具というのは6キロくらいの長さがありますね、端から端まで。そうすると、真ん中に集中すると3キロメートルくらいの長さを移動して歩く、車のない人は歩かなきゃならん、そういう自体が発生します。しかし、これを1か所ではなくて2か所くらいで1個減らすくらいで案分をすると、1.5キロの倍の3キロくらい歩いて帰ろうかなと、そういう元気のある人もいると思うのですが。何しろ年寄りさんが単身で住んでいる人も多い中で、聞いたらやはり娘に電話をして町から来てもらって大変だったと、そういう皆さん事情を抱えて結局は普段付き合っている人をお願いすると。お願いするとそれはただではいかないと、そういう流れが来ているみたいなので。その辺の、選挙をただでやれる、気楽にやれるという、そういう個人の選挙の投票が楽しくなるようなシステムを。移動支援をもう少し活用するとか。例えば期日前投票を金曜日にもする、例えばこの前新城であったように、新城は市長選と市議会選が翌日ずれ込みになってどうするかと思ったら、この前行政課に聞きにいったら、人材派遣に頼んで全部やったと言いました。つまり、職員が一切ノータッチですね、開票に関して。だから、そういうふうな手もあるので。しかも選挙ってほしい日曜日なので、職員さんを日曜日に出勤させるのもいいですが、人材派遣を雇って移動支援を担当してもらおうとか、そういう手もあると思うのですが、そういうふうな考えはいかがでしょうか。

総務課長 可能性については検討もいいかと思ひますけれども。まず1個、平日の投票とかになりますと、基本今は期日前は職員で対応をしておりますので、なかなか平日に従事できる職員の確保が難しいということもありまして、今回のような

手法を採らせていただきました。土曜日であれば、まだ可能性があるので、土曜日に臨時期日前投票所を投票所から離れた場所について開設をするということで、大きな手法の変更に対して対応をしてみたという状況であります。

あと、人材派遣とかになりますと、また、それがいいのかどうかというところも。経費の面、派遣してもらおう相手方がどこにあるのかという部分もありますので、またそれは参考に考えさせていただきたいと思います。

8 高森 私も、選挙に関しては非常に機密性の高い分野だったので、そんな人材派遣をしていいのかと思ったのですが、その担当者の方は、「いや、これは開票作業です」という形で、一切機密がかからない方に人材派遣を要請したみたいなので、案外そういうのもありかなという感じはしますが。

それから、先ほど私が補欠選挙があったから投票率がアップしたのではないかと説明をしたようにとられたのですが、そのとおりなのですが、実は今度の町長選挙はびっくりするような選挙でした。というのは、面と点が戦争していたような、そういう選挙でした。だから、私としてはいきなり説明会で選挙が終わってしまいました、町長選挙が。それで私は一生懸命議員選挙をやったのですが。例えば、投票がなくても掘り起こしはできたと思うのです。そういう感じでの補欠選挙をやったということが全く関係がない、投票率のアップに貢献していない、そういう見方もできますが、課長さんはどう思われます、その辺は。

総務課長 すみません、今の質問の意図がわたくし理解できないのでお答えできませんのでお願いします。

8 高森 結構です。ありがとうございます。

それでは、もう1ついきます。選挙を終わりました、さっきの町民課長さんの話です。保育施設有効利用ですが。

だいたい、名倉のほうの正式な勤務時間は朝8時から夕方5時くらいなんです。そうすると、職員が5時半に帰って6時くらいにお迎えという形になりやすいのです。そういう時間帯が1年中続くというケースになりやすいのです。たまたま今回は若い人が何人も結婚をしているから、おそらく1歳半、来年くらいにはそういう要望がでてくると。そのときに、名倉ではできません、田口の宝保育園へ行ってください、そういう形になるかもしれませんが。名倉でそういう1年間の延長保育が可能かどうか一言課長さんお願いします。

町民課長 現在のところ、町民課、あるいは保育園のほうではそういった要望、相談を一切受けておりませんので現在は検討はしていない状況ですが、仮にあった場合、いろいろ仕事場のほうの制度も利用させていただきたいと思います。育児休業、あるいは時短勤務、いろいろな制度を持っているところもありますので、そちらの制度も使いながら、名倉保育園、公立保育園の延長保育も利用して子育ての一部を支援していきたいと思っておりますので。そういう思いが少しでもある場合は、なるべく早めに御相談いただければと思います。先ほども申し上げたように、どうしても人材が不足する可能性がありますのでそういった場合には、総務の人

事部門のほうと、職員採用、保育士の採用について検討もしなければいけませんし、会計任用職員の方の確保も非常にできない状況がありますので、なるべく早く御相談いただければと思います。

以上です。

8 高森 すみません、もう1回延長保育、よろしいですか。例えば延長保育が1年間、4時半とかずっと毎日申請があった場合はどうされますか。

町民課長 先ほど、津具の例を申し上げました。津具では1世帯の方から常時16時45分まで延長保育を1年間で受けております。ただ、一応45分といいますが、仕事が終わったときには4時頃お迎えに来てくれたりもします。ですので、仕事が終わったときには少しでも早くお迎えに来ていただくし、4時45分まで延長保育をみるということもあります。それはお互い保護者と保育園が連絡を取り合いながら時間の確認を毎日行っておりますので。そういった意思の疎通をしながら保育園を利用いただければと思いますのでよろしくお願い致します。

8 高森 それでは、町長に最後、締めをお願いします。保育園の運営、私実際今回、東栄町やら豊根、新城を回って、もちろん地元も回ったのですが、実感したのは0歳、1歳、2歳の子供の入所が多いですね。ということはそこに入っている子以外はほとんどいないとも言えるわけですね。だから、ほとんどの子が園に入っている、それがその幼年人口だと。なんかひやっとするような思いもしたんですよ。これから町政を運営されるときに、保育園は学校統合と結び付きますので保育園人口をなんとか設楽町に固定をさせる、そういう決意はいかがでしょうか。

町長 保育園人口ということでもありますけれども。それは少子高齢化でお子さんが少ないということにも繋がって。移住定住とかもやっているわけですが、一生懸命取組をさせていただいておりますけれども、目に見えたすばらしい成果というわけにはまいりません。私は移住定住という前に、交流人口を増やしてまず設楽町に訪れていただく、そんなところから移住に繋がっていけばと思っていますし。まず、ここに暮らされる皆さんが幸せで楽しいというところがないとなかなか素敵な町にはなっていきませんので、その辺から取組を進めてまいりたいと思っています。

保育園につきましては、今町民課長のほうから申し上げましたけれども、しっかりとした対応をとっていると思っています。延長保育もきちんとやっております。いろんな問題もありますけれども、これからも住民のお子さんのニーズに合わせて取組を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

8 高森 遅くなりましたが、町長、当選おめでとうございます。私も正直言ってほっとしました。協力しますので頑張ってください。

以上です。

議長 これで、高森陽一郎君の質問を終わります。



お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 3時5分まで休憩といたします。

休憩 午前14時50分

再開 午前15時05分

議長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第6、議案第77号「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 資料の5ページ、議案第77号「工事請負契約の締結について」に係る議案につきましては、「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の5,000万円以上の工事契約に該当し、指名競争入札により、11月26日に落札者と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり議会の議決に付するものであります。入札に係る「参考資料」を添付してありますので、御参照ください。

本議案の田口地内の令和3年度特定環境保全公共下水道事業、管渠布設工事(R3-1)につきまして、11月22日、14社による応札の結果、工事請負金額を95,70万円として、落札者のカネハチ建設株式会社と仮契約を締結しました。

なお、入札の執行状況については、税抜8748万7,000円の予定価格に対し、落札価格は税抜8,700万円で、その落札率は99.44%であります。

本工事の概要につきましては、公共下水道事業の一環として、引き続き枝線管渠を埋設する工事で、施工位置図で示すとおり、旧三菱UFJ銀行田口出張所前辺りから日産田口自動車付近、国道257号線沿いと一部の町道を、管渠の総延長は788メートル、マンホール設置数30か所、公共樹の設置43か所の布設工事を施工するものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第77号の質疑を行います。質疑はありますか。

4原田 今まで設楽町の5,000万円以上の工事につきましては、一般競争入札がこの頃主にやられていたと思うのですがけれども、今回をみますと指名競争入札で行われています。何か事情があったのかお教えいただきたいと思っております。

生活課長 議員の言われるとおり、当工事は5,000万円以上の工事でありまして、一般競争入札で行うものであります。今回につきましても一般競争入札で執行いたしましたのですが、不調、不落に終わりましたので、一般競争入札しませんでしたので、設楽町事後審査型一般競争入札執行要領第2条第2項の規定によりまして、指名競争入札により実施したものであります。

以上です。

4原田 今の説明でよく分かったのですがけれども、まだこれから下水道工事、5千万

以上のものがかなり出てくると思うのですけれども、一応基本は一般競争入札であって、落札しない場合は指名競争入札で行うのか、そこらへんの考えはどうなのでしょう。

生活課長 おっしゃるとおり、5,000万以上のものにつきましては、一般競争入札でチェックをしております。それで、落札できなかった場合は一般競争入札等への移行を考えております。

以上です。

すみません、指名競争入札です。

7 金田(文) 今、不調だったのという言葉が聞こえたので、それが原因かもしれませんが、この時期になってR3年度の一番最初の工事かなという、この記号でみると思ったのですが、ほかに予定した所がうまく落札できないとか。もしもそういうことでしたら、予定が1年なり1年半なり押していくのかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

生活課長 今年度の下水道の工事につきましては、管路を3本と、マンホールポンプの工事を1本予定しております。既に管路工事1件につきましては指名競争入札で落札されまして施工をしております。残りの管路2本とマンホールにつきましては、まず、今回管路1本出ささせていただきました。残り1本も一般競争入札で行ったのですけれども、そちらも不調に終わっておりますので、今指名競争入札に変えるように事務のほうを進めております。マンホールのポンプの工事につきましては、今日お願いしている工事と、次に出す工事で作ったマンホールに入れるポンプでありますので、そちらのほうの工事が落札して確実に施工ができることが決まらないと、次に中に入れるマンホールポンプの工事が発注できませんのでそちらの工事の発注を見極めた上でのポンプの発注になってきます。本来ですとこの工事はもう夏には発注する予定で準備をして入札等も行っておりましたけれども、結局不調に終わりましたのでこの時期になってしまいました。これから発注するというので、金額も大きいということで繰越の工事になっていきますので、そうすると、どうしても全体の事業計画が押されていくと考えております。今その全体計画を改めて見直しを行っておりますので、また全体計画の見直しができる時点で一度議会の皆さんにも御説明をして、下水道工事が今のところ令和5年ということで進めさせていただくのですけれども、このような関係もありまして若干遅れ気味になっておりますので、またその辺を説明させていただきたいと思っております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしですね。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 77 号 の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第 7 議案第 78 号「設楽町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、資料の 9 ページをお願いします。議案第 78 号「設楽町税条例の一部を改正する条例について」です。「地方自治法」第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由は、寄付金の税額控除について、個人県民税で県外法人に対する寄付金に付いて、申請により個別に指定する寄付金として制度化しましたが、個人町民税においても、これに合わせるため条例を改正するものであります。

具体的には、設楽町税条例第 34 条の 7 第 1 項第 3 号として、「記載の前各号に掲げるもののほか、所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄付金、並びに租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄付金のうち愛知県知事が規則で定めるもの」を、第 2 号の後に、1 号加えるものであります。

なお、附則として、改正条例の施行期日は、令和 4 年 1 月 1 日であります。

詳細につきましては、財政課長より説明をさせていただきます。

財政課長 それでは、税条例の一部改正について詳細を説明します。副町長から議案の概要説明がありましたが、今回の改正は簡単に申しますと、寄付金控除の適用を受ける場合、現在の条例では、主たる事務所が県内にある法人に対するものに限定をしていましたが、愛知県知事の指定を受ければ、県外に主たる事務所がある法人でも、県内に従たる事務所があり、その事務所に対する寄付金を税額の控除の対象とすることができるようにするものです。これを行いますと寄付金控除の対象の拡充とそれに伴う寄付金行為の醸成にも役立つ改正であると考えております。

それでは、議案の 11 ページ、新旧対照表を御覧ください。

改正する第 34 条の 7 ですが、見出しに寄付金控除とあるとおり、町民税の所得割額から寄付をした場合の税額控除について規定をしています。第 1 項は、寄付金とありますが、寄付する相手方のことが主に書いてあります。最初の条例うんぬんと書いてあるところは、国や県、全国規模の法人や団体を規定し、その他のものとして条文 2 行目の、「寄付金」の次の「又は」以下、「次に掲げる寄付金」として、第 1 号及び、第 2 号で規定をしています。今回の改正と直接関係がないため（1）号・（2）号を省略していますが、内容としましては、社団法人、学

校法人、社会福祉法人、NPO法人等の活動に対する寄付金が該当し、1号、2号共に県内に主たる事務所を有するということが前提となっております。県民税におきましても、寄付金控除の対象を、町民税同様主たる事務所を県内に有する法人等に限定していましたが、全国規模で展開をしている法人からの要望等も踏まえ、愛知県は令和2年9月に、県外に主たる事務所を有し、県内に従たる事務所を有する法人の申請に基づいて知事が指定をした場合も、寄付金税額控除の対象とする制度——個別指定制度と仮に言いますが、この制度を創設し、県税規則を改正して令和3年所得分、実質的には令和4年度の課税分となりますが、そこから実施することとしました。

地方税法第314号の7、第1項、第3号には、特定の寄付金について、「市町村が条例で定めれば、これらの法人の活動に対する寄付金を税額控除の対象とすることができる」と規定がされており、先ほど冒頭で説明した、1項の第1号、第2号もそれに該当しますけれども、県が来年度課税から実施をする個別指定制度に倣い、町民税についても実施することが妥当と判断し、今回条例改正を行い第3号を追加するものです。

追加する第3号の前半では、対象となる法人、「所得税法第78条第2項第2号及び第3号」となるのは、公益財団法人、同社団法人、独立行政法人、学校法人や社会福祉法人などに対するもので、さらに租税特別措置法で規定する、認知NPO法人等も対象とするもので、いずれも県内に主たる事務所がない法人となりますが、それらを規定しております。最後の「愛知県知事が規則で定めるもの」という文言が個別指定制度の寄付金ということになります。

実際の実務としましては、県に申請をした県外法人から確定申告が始まるまでに町に連絡が来ますので、対象となる法人と寄付金の内容を把握できます。なお、申請が見込まれる県外法人は、令和2年9月時点で県が把握をしているものですが、けれども、国立病院機構、自然科学研究機構、学校法人聖カタリナ学園、公益財団法人オイスカの4法人とのことです。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第78号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第78号を、総務建設委員会に付託いたします。

---

議長 日程第8、議案第79号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、資料の12ページ、議案第79号「設楽町国民健康保険条例の一部

を改正する条例について」説明させていただきます。「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由は、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度、この産科医療補償制度というのは、出産の現場では、赤ちゃんが健康で元気に生まれてくるために医師や助産師さんが大変努力をしておりますが、それでも予期せぬ事が起こってしまうことがあります。産科医療補償制度は、お産をしたときに何らかの理由で重度脳性マヒとなった赤ちゃんにその御家族のことを考えた補償制度をするものであります。この制度が見直され、令和4年1月1日より、掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられたことに伴い、健康保険法施行令などの一部を改正する政令が同日から施行されます。これを踏まえて、国民健康保険から支給される、出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額を、現行の40万4,000円から、40万8,000円に引き上げる改正をするものであります。

さらに、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から、未就学児の均等割保険料の軽減措置が講じられるため改正をするものであります。

なお、設楽町は既に18歳以下の全被保険者の均等割の5割軽減を実施しているため、国の制度部分を準則どおり追加し、既存部分について、「未就学児を除く」として改正するものであります。

なお、附則として、改正条例の施行期日は、令和4年4月1日とし、ただし、第5条第1項の規定については、令和4年1月1日からとするものであります。

なお、詳細については町民課長より説明させていただきます。

町民課長 それでは、「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」御説明をさせていただきます。17ページの新旧対照表を御覧ください。こちらのほうが分かりやすいかと思えます。

副町長のほうからも説明がありました、「出産育児一時金」についての改正の新旧対照表になります。40万4,000円から、40万8,000円に改正するという内容で、改正箇所にはアンダーラインが引いてありますので御覧ください。

続いて、2項として「一般被保険者に係る基礎賦課総額」というところです。第12条でございます。これにつきましては、法改正に伴う条文の追加があったことで、字句の修正がされております。第12条の3行目の後半、「第33条」の後にアンダーバーが入っておりますが、「及び第33条の3」を追加するというものでございます。

続いて1枚めくっていただきまして、18ページのウです。先ほどの条文の追加により、項目が繰り下がってきておることで、ここで第81条のほうに第5項と、4項から5項に繰り下がっております。エについても、9項から10項に繰り下がっております。

そのままページが19ページにいきまして、エです。エにつきましても同じく3

行目、72条の3第1項「及び第72条の3の2第1項」これを追加するというものでございます。

16条につきましては、保険料率の端数処理を100円未満とするものを1円単位に端数処理をするという改正のものでございます。

続いて、20ページです。21条の2、これにつきましても、条文の追加による項目の追加が、イのところに「及び第72条の3の2第1項」という文言を追加になっております。

続いて21条の6でございます。これにつきましては、100円未満の端数処理を1円未満の端数処理に改正するというものでございます。

続いて、22条の「介護納付金賦課額」です。これについても、イの欄を見ていただきますと、「及び第72条の3の2第1項」これを追加するというものでございます。

26条についても、100円未満の端数処理を1円未満で端数処理をするという改正内容です。

続いて、第33条にいきます。「低所得者の保険料の減額」というものでございます。これは字句の訂正でございます。

続きまして、22ページ、第33条の3、これが国の改正に伴う、国の準則を追加した内容になっております。ここを追加したことにより今まで説明した条文が繰り下がっており、これ以降の条文が繰り下がっているという内容でございます。副町長からの説明もありましたが、設楽町では既に令和2年4月から18歳以下の軽減を既に実施しておりました。改めて今回国のほうが実施をするということで、その条文を33条の第3として追加したものでございます。

第33条の3項では、ここでは、「10分の5を乗じて得た額とする」と、最後に書いてありますが、5割軽減しますよという内容を、まずここでうたっております。

第2項については、5割軽減する上での計算で出された数字については、保険料率ではなくて出た数字を額として読み替えなさいよという内容のものでございます。

第3項につきましては、後期高齢者支援金等、賦課額の減額について準用するというものであります。

第4項につきましては、「当該年度において第33条に規定する」とありますが、この33条というのは、低所得者の保険料について被保険者均等割額を5割軽減するという内容の条文でございますが、それを減額するという内容のものでございます。

第5項については、先ほどもちょっと触れましたが、出された額を「保険料率」ではなくて「額」と読み替えなさいよと、読替え文でございます。

第6項につきましても、後期高齢者支援金等賦課額の減額について前の項目の規定を準用しなさいよという内容のものでございます。

続いて33条の4でございます。これは条文追加による繰り下がりの修正でございます。

続いて 38 条保険料の減免です。これが先ほどから何度か触れましたが、令和 2 年 4 月より、設楽町独自で 18 歳以下の均等割を減額するという条文になっております。今回新たに国の条文が追加されたことで、国は未就学児というくくりで減額を規定しておりますので、あえて設楽町の条文の中から未就学児を除くという表現に変える改正内容となっております。

それでは、ここで 15 ページに一度お戻りいただけますか。

ここで、最後に附則というものが下段にあります。今御説明した条例については、来年の 4 月 1 日から施行するというものでありますけど、第 5 条第 1 項の規定は令和 4 年 1 月 1 日から施行するとなっております。この第 5 条第 1 項は、一番最初に冒頭で説明しました、「出産育児一時金」、40 万 4,000 円から 40 万 8,000 円に上げますよという規定は、来年の 1 月 1 日から施行しますよという内容のものとなっております。

町民課からは以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 79 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 79 号を、文教厚生委員会に付託いたします。

議長 日程第 9 議案第 80 号「令和 3 年度設楽町一般会計補正予算（第 9 号）」から日程第 11 議案第 82 号「令和 3 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 5 号）」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、今議長が言われたとおり、議案第 80 号から 82 号まで一括上程させていただきますので 3 会計の補正について説明させていただきます。

まず 24 ページ、議案第 80 号「令和 3 年度設楽町一般会計補正予算（第 9 号）」について説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 1,812 万円追加し、予算総額を 61 億 1,950 万円とするものであります。主には、公務員定年延長に伴う例規整備支援業務委託と、新城市消防本部広域消防事務負担金に係る追加計上であります。

それでは、「補正予算に関する説明書」歳出の 33 ページ、34 ページをお開きください。

2 款総務費 1 項 1 目一般管理費の 12 節委託料につきましては、令和 5 年 4 月から施行される地方公務員定年延長に備え、例規整備やヘルプデスク作成のため、公務員定年延長に伴う例規整備支援業務委託を行うものであります。77 万円であります。なお、この整備は令和 3 年度と 4 年度の 2 か年で整備する計画であります。

次に3款民生費、2項1目児童福祉総務費の12節委託料につきましては、児童手当制度の改正に伴い、システムを改修する必要が生じたため、児童手当システムの改修委託を行うものであります。105万6,000円であります。

改正内容は、町民に影響する改正としては2つ。①現況届を基本的には省略すること、②所得上限の設定を行い、高所得者を対象外とすること、であります。

この2点の改正のためシステムの改修を行うものであります。財源につきましては、改修費用は全額国費であります。

5款農林水産業費、1項2目農業振興費の18節負担金、補助金及び交付金についてですが、令和3年度からの国の新規事業に、具体的には、設楽町民の方が8月から9月に行われた二次募集に応募してめでたく採択されたため、予算措置の必要が生じたものであります。予算額は100万円でございます。これは、地域農業の担い手から経営を継承した後継者が行う経営発展への取組に対し、必要な経費を補助するもので、経営継承・発展支援事業補助金を応援的に支援するものであります。財源は対象経費の2分の1で、上限は100万円、国と町で2分の1ずつ補助するものであります。

7款土木費、4項1目住宅費の10節需用費について、杉平南住宅C棟の網戸部分の緊急修繕を含め、町営住宅維持管理修繕が発生しており、また、今後の緊急修繕に対応するため要求するものであります。62万5,000円であります。

8款消防費、1項1日常備消防費の18節負担金、補助金及び交付金については、新城市消防本部広域消防事務負担金を増額要求するものであります。1,466万9,000円であります。増額理由は、1つは設楽分署の職員配置に伴う人件費の増額。2つ目は、新城市の基準財政需要額が3%減少したことにより、北設3町村の負担割合が増加したためであります。

続きまして、歳入について説明します。資料の31ページ、32ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金の6節児童福祉総務費補助金について。児童手当制度の改正に伴う、児童手当システムの改修費を国が補助するものです105万6,000円です。

19款繰入金、2項3目財政調整基金繰入金の1節財政調整基金繰入金については、歳入歳出調整で基金より繰り入れるものであります。

21款諸収入、4項4目雑入の28節農業振興費収入については、経営継承・発展支援事業補助金の交付に当たり、国と町で2分の1ずつ負担するものです。補助金自体は国から委託を受けた、一般社団法人全国農業会議所から交付されるため、21款諸収入を歳入科目としております。

続いて、設楽町国民健康保険特別会計補正について説明させていただきますので、37ページをお開きください。

議案第81号「令和3年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」説明いたします。



今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ7,162万2,000円を追加し、総額を5億3,495万9,000円とするものであります。「補正予算に関する説明書」、歳出の46ページ、47ページをお開きください。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費の18節負担金、補助及び交付金については、当初予算時は4月から12月は3か年実績と、1月から3月は見込みで予算要求した結果、1月から3月分に見込み誤りが判明したため、今回補正要求するものであります。申し訳ありませんでした。金額は7,162万2,000円です。財源につきましては、費用は全額県より支出を受けるものであります。

続きまして、歳入について説明します。44ページ、45ページをお開きください。

6款県支出金、1項1目保険給付費等交付金の1節普通交付金については、療養給付費について普通交付金として、愛知県より全額支出を受けるものであります。

次に、48ページ、「つぐ診療所特別会計補正予算」を説明させていただきます。

議案第82号「令和3年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第5号）」について説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ49万7,000円を追加し、総額を9,256万7,000円とするものであります。

「補正予算に関する説明書」歳出の57ページ、58ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費の13節使用料及び賃借料については、6月補正を行いました。呼吸困難患者に使用する酸素装置の使用が想定より多く、借上料が不足したため補正を行うものであります。

続きまして、歳入について説明をいたします。55ページ、56ページをお願いします。

1款診療収入1項3目後期高齢者医療診療収入の1節現年度分については、在宅酸素療養者2名分と在宅持続腸圧人口呼吸器療養者1名分の後期高齢者医療診療収入であります。これは愛知県国保連合会より支払われます。

4目一部負担金の1節現年度分については、先ほど説明した2名と、1名の療養者から負担金を求めるものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

議案第80号「令和3年度設楽町一般会計補正予算（第9号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

6 金田(敏) ごめんなさい、36ページの新城市消防のところで先ほど説明があったのですけれども、ちょっと早足だったのでもう一度確認をしたいのですけれども、新城市消防の増員の理由に設楽分署の職員の増員のためというのが1点と、もう1点は何でしたかね。

総務課長 もう1点のほうは、そのほか本署に係る経費等については、基準財政需要額を基に各関連町村で分担をしております。新城市の基準財政需要額の数値が想定

よりも3%ほど低くなった、それに応じて低くなった分を案分していくと北設町村のほうの負担が若干増えるという要因であります。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

議案第80号を、所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第80号を、所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託いたします。

議長 議案第81号「令和3年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第81号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第81号を、文教厚生委員会に付託いたします。

議長 議案第82号「令和3年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第5号)」の質疑を行います。質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第82号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第82号を、文教厚生委員会に付託いたします。

議長 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これで散会といたします。御苦勞様でございました。

散会 午後3時46分